

〔資 料〕

旧陸軍参謀本部の「諜報宣伝勤務指針」について

飯 田 忠 雄

最近、旧友を訪問した際、談たまま国際政治の現状と米、ソ、中の三大国の秘密戦のことには及んだ。その際、友人が終戦當時入手することができ今日も保存する旧陸軍参謀本部の「諜報宣伝勤務指針」を私に示した。今までその存在の予想はしていたが、その現物の内容に接することができたのは始めてであり、興味深く通読した。

この指針は、第二次大戦およびそれ以前のわが国の実施した諜報宣伝勤務の全貌を示すものであるが、ファラゴーの「知力の戦争」(Farago, War of Wits)というエスピオナージとインテリジェンスの科学を追求した著書に記載するところと大差はないことが知られる。この指針は、今日わが国を舞台に、あるいはわが国に対してなされている諸国のスペイ行為や宣伝活動のなされ方を知る上に大いに参考となるもの

諜報宣伝勤務指針

本指針ハ諜報、宣伝ニ関スル勤務遂行上ノ著眼並其用意等ニ就テ一般普遍ノ通則ヲ教示シ此種勤務ニ從事スル者ノ為ニ執務ノ準繩ヲ与フルヲ目的トス而シテ之ヲ実務ノ上ニ活用スルノ妙機ハ一二当事者ノ熱誠ト交通自在、機略縦横ノ手腕トニ存ス

昭和三年一月

参謀次長 南 次 郎

目 次

第一編 諜報勤務

総則

第一章 諜報機関ノ組織

第一節 平時諜報機関

第二節 戰時諜報機関

一 戰時情報統一機関

二 軍部諜報機関

第三章 諜報機関ノ配置及諜報勤務系統

第一節 平時配置

第二節 戰時配置

第三節 平時ヨリ戦時ヘノ転移

第四章 諜報勤務ノ実施

第一節 諜報勤務ノ準備及通則

第二節 情報ノ蒐集

一 諜報勤務者自身ノ活動

二 諜者ノ使用

旧陸軍參謀本部の「諜報宣伝勤務指針」について（飯田）

イ 口 謀者ノ具備スヘキ要素

六 謀者ノ選択及採用

八 謀者ノ教育

二 任務ノ附与

六 謀者ノ派遣及配置

八 通信連絡

ト 謀者ノ監督及報酬

三 第三節 情報ノ査覈、判断

四 第四節 情報ノ普及（報告、通報）及諜報機関相互ノ連絡

四 第四章 諜報勤務ノ自衛

五 第五章 対諜報防衛

二 第二編 宣伝及諜略勤務

一 第一章 宣伝及諜略機関ノ組織及配置

総則

一 第一章 宣伝及諜略機関ノ組織及配置

二 第二章 宣伝ノ実施

一 第一節 一般ノ要領

二 第二節 宣伝ノ材料、手段

一 要則

二 新聞、電報通信

三 無線電信、無線放送

四 書籍、定期刊行物、小冊子、檄文

五 口伝

六 絵画及写真

七 芸術品、演劇、映画、歌謡、音楽

八 標語及象徴

九 学校、研究所、展覧会等

一〇 敵国俘虜ノ利用

第三節 対内宣伝及軍内並同盟軍ニ対スル宣伝

第四節 敵国及敵軍ニ対スル宣伝

第五節 作戦関係地方住民ニ対スル宣伝

第六節 中立国（地方）ニ対スル宣伝

第三章 謀略ノ実施

第一節 一般要領

第二節 間接的謀略

第三節 作戦ニ直接連繫スル謀略

第四章 宣伝及謀略ニ対スル防衛

第一節 一般ノ要領

第二節 宣伝ノ防遏

第三節 宣伝、謀略機関及其連絡ノ倒壊

第四節 国内及軍内ニ於ケル取締
附録（別冊）

軍事調査要領

諜報宣伝勤務指針、目次、終。

諜報宣伝勤務指針

第一編 諜報勤務

總則

第一 敵ニ関スル情報ハ戦争ニ於ケル凡百ノ観念並行動ノ基礎ニシテ平時ニ在リテ其獲タル情報ニ基キテ國軍戦争準備ノ完成ヲ期シ戦争ニ在リテハ之ニ依リテ戦争及作戦指導ノ憑拠ヲ得ルモノナリ

第二 敵国、敵軍其他探知セントスル事物ニ関スル情報ノ蒐集、査収、判断並之カ達普及ニ任スル一切ノ業務ヲ情報勤務ト総称シ戦争間兵力若ハ戦闘器材ノ使用ニ依リ直接敵探知ノ目的ヲ達セントスルモノハ之ヲ捜索勤務ト称シ平戦両時ヲ通シ兵力若ハ戦闘器材ノ使用ニ依ルコトナク爾他ノ公明ナル手段若ハ隠密ナル方法ニ依リテ実施スル情報勤務

ハ之ヲ諜報勤務ト称ス

第三 諜報勤務中戰場ニ於テ各級戰闘團隊ノ實施スルモノハ直接戰闘ヲ目的トスルモノナルノミナラス之ニ從事スル機關モ亦戰闘團隊所屬情報部ヲ主トスルヲ以テ爾他ノ諜報勤務ニ比シ實施ノ趣差異少カラス故ニ之ニ關シテハ他編ニ之ヲ収録シ本編ニ於テハ專ラ戰闘團隊以外ニ屬スル特別ノ機關ヲ以テスル平戰兩時ノ諜報勤務ニ就テ叙述ス

第四 軍事諜報勤務ニ於テ探知スヘキ事項ハ其時期特ニ平戰兩時ノ差、諜報対象国内外ノ情勢就中自國トノ關係、諜報機關ノ有スル任務等ニ依リ輕重緩急アリト雖兵數、編制、裝備、軍用諸資材、補充法、軍需品製造力、團隊及要塞ノ配置、編成、團隊ノ素質、能力特ニ高級指揮官ノ性格識能、一般統帥及戰術上ノ趨勢並戰法ノ特徴、兵要地理、同地圖ノ蒐集、交通、通信、輸送能力、為シ得レハ當該國ノ作戰計劃並動員計畫等ヲ其主要ナルモノトス然レトモ現下ノ情勢ニ於テハ一國ノ武力ハ實ニ國力ノ全般ニ涉ルモノアルニ稽ヘ一般国民性、思潮、内政、財政、經濟狀態、軍事ニ關係アル産業組織、社会問題等ニ對シテモ為シ得ル限り之ヲ調査スルコト亦切要ニシテ尚當該國ノ國際關係就中其比隣諸国ニ對スル情勢ハ不斷ノ注意ヲ要スル所ナリ

旧陸軍參謀本部の「諜報宣伝勤務指針」について（飯田）

第五 諜報機關ノ組織系統完全ニシテ指導ノ適切ナルコト及直接勤務者業務ニ趣味ヲ有シ其行動熱烈敏活且進取的ニシテ各機関連略ノ円滑神速ナルコトハ相俟テ勤務ノ成果ヲ揚クヘキ緊要ナル素因ニシテ各機関ノ精神的融合ハ更ニ其要歸ナリ故ニ諸般ノ組織、編成、機關ノ配置、要員ノ選定竝勤務ノ實施ニ於テ常ニ之ニ基礎ヲ置キ苟モ意志ノ流通ヲ欠クカ如キコトアラシムヘカラス

第六 諜報勤務ハ宣伝、謀略及保安ノ諸勤務ト最モ密接ナル關係ニ在リ即チ諜報勤務ハ宣伝、謀略及保安ヲ適切ニスル為ノ資料ヲ提供シ又此等勤務ノ成果ニ依リテ諜報實施ヲ容易ナラシメ得ヘシ

斯ノ如ク此等諸勤務ハ互ニ相倚リ相扶クヘキモノナルノミナラス多クノ場合ニ於テ勤務ノ当事者モ亦共通ナルヲ以テ其研究ハ常ニ之ヲ相駢馳セシムルヲ要ス就中政治、社會組織ノ不完全ナル地方ニ於ケル宣伝ノ効果ハ最モ著大ナルモノアルヘキヲ以テ之ニ依リテ諜報勤務ヲ誤ラルコトナキニ特ニ注意スヘキモノトス

第七 特定方面ノミヨリ取得スル情報ハ以テ克ク正鵠ナル判断ヲ齊スニ足ラヌ又某方面ニ対シ单一機関ヲ以テ情報獲得ヲ図ラントスルモ其成果ハ迅速ヲ期シ難シ故ニ諜報勤務ハ

之ヲ成ルヘク數方向ヨリ同時ニ行ヒ又諜報手段モ數多ノモノヲ併用シテ互ニ相補助セシムル如クスルコト必要ナリ

第八 戦時特別ノ機関ヲ以テスル諜報勤務ト戰場ニ於ケル諜報勤務トハ其獲得セシ所ヲ互ニ相補ヒテ情報ヲ確實ナラシムヘキモノナリ而シテ此機関ノ間ニハ直接ノ連絡ナキヲ普通ノ状態トスルヲ以テ之ヲ仲介シテ密実ナル連繫ヲ保持セシムルハ中央情報機関ノ責務ナリトス

第九 諜報勤務ニハ陸軍以外海軍、外交、財政方面其他官民各種ノ機關アリ此間官制ノ示ス業務ノ脈絡ニ依ルノ外此等ト密接ナル連絡ヲ保持シ或ハ之ヲ補助シ或ハ之ヲ利用シテ始メテ本勤務ノ完璧ヲ期シ得ヘシ

第十 列国ノ政治上及経済上ノ競争場タルヘキ地方ニ於テハ列国人ノ動静ニ注意シ其企図ニ闘シ機ヲ逸セス洞察スルコト最モ切要ナリ之カ為諜報勤務者ハ啻ニ自己所在地方ノ事情ニ明ナルノミナラス更ニ關係諸国全般ノ情勢ニ通曉シアラサルヘカラズ

第十一 時宜ニ適ヒ其要求ニ適スル情報ヲ獲得セントセハ諜報勤務者自ラ常ニ自國ノ状態を熟知シアルコト切要ニシテ此種勤務ニ從事スル者ハ之ニ闘スル不斷ノ研鑽ヲ怠ルヘカラス而シテ遠ク国外ニ在ル直接諜報勤務者ニ対シ適時自國

ノ情報ヲ送致シ且逐次変動スル其要求ヲ明ナラシムルハ中央情報機関ノ主要ナル責務ノ一ナリ

第十二 情報ハ正確ナルヲ要スト雖之力到着ノ時期ヲ誤ラハ其価値ヲ滅却ス即チ厳密ナル査覈ト迅速ナル送達ト共ニ適宜其度ヲ得シムルハ実ニ諜報勤務ノ妙諦ニシテ各級諜報機関ノ能否モ亦茲ニ分ル而シテ情報送達ノ迅速ハ通信連絡ノ施設及之力利用ノ適否ニ關係スルコト最モ大ナルモノトス

第十三 平戦両時ノ何レヲ問ハス諜報勤務ハ對手国モ亦之ヲ努ムル所ニシテ我進マントスル所必ス彼ノ妨害アリ又第三國ノ競争アリ此間能ク対者行動ヲ圧迫制御シテ貫徹セシムルモノハ實ニ各級諜報機関ノ攻勢的精神ノ發露ニ在リ即チ之ニ依リテ諸般ノ施設始メテ克ク精華ヲ現ハシ我機関ノ行動積極且進取的トナリ常ニ対者ノ機先ヲ制シ得ルモノトス

第十四 思想ノ傾向ハ平戦両時ヲ通シ國力ノ消長ニ最モ重大ナル感響アリ殊ニ近時ニ於テハ他國ノ思想攪乱ヲ以テ國策トナシ或ハ国策遂行ノ先駆タラシメルモノアリ而シテ内政及国民性並社会状態ノ緊縮ヲ欠ク國家ニ於テハ此種策動ニ對スル感受性愈々大ナルヲ以テ諜報勤務者ハ一般思潮ノ趣向ニ闘シ常ニ深甚ノ注意ヲ傾倒シテ候察スルヲ要ス

第十五 諜報機関ノ主要ナルモノハ多ク其任地ニ於テ自ラ國

軍ノ勢威ヲ代表スルモノニシテ從テ基動靜ハ直ニ國家ノ威信ニ關係スヘキモノアルヲ銘肝セサルヘカラス故ニ其言動ハ最モ嚴正ニシテ他ニ接スルノ態度ハ寛嚴其宜シキニ適ヒ一拳手一投足ノ徵ト雖之ヲ苟モセサルノ注意アルヲ要ス

第十八 大(公)使館武官一般ノ任務ハ當該駐劄国ニ於ケル

外交團ノ一員ニ列シ當該駐劄国及之ニ關係アル諸國ノ軍事ニ通曉シ且左ノ要目ニ準拠シ駐劄国及關係諸國ノ軍事並ニ関連スル事項ヲ調査シテ詳ニ之ヲ報告スルニ在リ特ニ當時世界ノ大勢ニ注意シ我軍部ヲシテ機ヲ失セス必要ノ措置ヲ執ラシムル如クスルハ其任務中ノ最大要務ナリトス

第一章 諜報機關ノ組織

第一節 平時諜報機關

第十六 平時陸軍諜報中枢機關ハ參謀本部ヲ主体トス

參謀本部情報部ハ國防用兵ニ必要ナル各國軍事、國勢、外交等ニ關スル諸情報ヲ蒐集、查覈シ且所要地方ノ兵要地理、物資及利源ノ調査並作戰資料及兵要地図ノ蒐集、整備ニ任ス

第十七 諜報勤務ノ為左ノ諸機關ヲ參謀本部ニ隸屬シ或ハ之

力区處ヲ受ケシム

一、大(公)使館附武官

二、外國駐劄武官

三、其他諜報ノ目的ヲ以テ派遣セラレタル武官

四、邊疆部隊及外國駐劄部隊

尚參謀本部ハ所要ニ處シ直接諜者ヲ使用シ又常ニ諜報關係ノ官民諸機關ト連絡ヲ保持ス

旧陸軍參謀本部の「諜報宣伝勤務指針」について（飯田）

情ニ応シ或ハ國軍施設ノ改善進歩ノ資料蒐集ヲ主トシ或ハ間接ニ予想敵國ノ情報ヲ諜知シ且戰時諜報、宣伝施設ノ基礎構成若ハ準備ニ主眼ヲ置ク等是ナリ

外國駐劄武官及諜報ノ為特ニ派遣セラレタル武官ノ業務モ亦概メ右ニ準ス

第十九大(公)使館附武官ハ其任務履行ニ関シ常ニ當該國駐劄帝国外交官、領事其他官民諸機關ト協同連繫ヲ密接ニスルノミナラス他國ニ在ル帝國陸軍、武官並駐劄國ニ在ル各國武官等トモ密接ナル連繫ヲ保持シ互ニ相協力シテ適確情緘ナル情報ノ獲得ニ努ムルヲ要ス又大(公)使館附武官ハ航空技術關係外國駐在官ノ當該國ニ於ケル業務遂行ニ關シ所要ノ区處ヲ与フルモノトス

第二十 航空及技術關係専門事項ノ諜報勤務ハ航空本部及技術本部直接ニ任シ所要ノ外國駐在官ヲ派遣シ其駐在国(属領ヲ含ム)及比隣諸邦ニ於ケル工芸技術一般ノ趨勢ヲ観察シ概メ左記要目其他特ニ命セラル事項ヲ調査ス

- 一、軍事技術ノ制度ニ関スル事項
- 二、編制、裝備ニ関スル事項
- 三、兵器特ニ新兵器ニ關スル事項
- 四、兵器製造並其技術ニ關スル事項

五、軍用資源材料就中代用品ニ関スル事項

六、一般科学工芸ニ関スル事項

七、發明及特許ニ関スル事項

八、軍需工業動員ニ関スル事項

第二十一 辺疆部隊及外國駐劄部隊ハ關係方面ニ對スル諜報勤務ヲ担任ス之カ為所要ニ応シ諜報機関ヲ要地ニ派遣シ且直接諜者ヲ使用シ尚關係諸方面ニ在ル他ノ系統ニ屬スル諜報機関ト密接ニ連繫ス

第二十二 諜報事項及方面ノ相交錯スル場合ニ於テハ各諜報機関ノ為其担任区域、諜報要目及連絡系統等ニ関シ所要ノ指示ヲ与ヘラルヘキモノトス而シテ担任区域ヲ限定セラレタル場合ニ於テモ相互ニ他ノ区域ニ関スル情報ヲ獲得スル機會少カラサルニ注意シ機ヲ失セス之ヲ蒐集シ諜報勤務全般ノ成果ヲ完カラシムコトヲ期スヘキモノトス

第二十三 外國軍ニ招聘セラレタル武官ハ其本務ニ支障ナキ限り努メテ諜報機関ト連絡シテ其勤務ヲ援助スルヲ要ス又時トシテ自ラ諜報勤務ニ從事スルコトアリ

第二節 戰時諜報機関

一 戰時諜報統一機関

第二十四 戰時ニ於ケル諜報勤務ハ戰争指導及作戦進展ノ一途ニ向テ統一セラルルノ必要平時ニ比シ更ニ一層重大ナリ

之カ為國家全般ノ情報統一機関ヲ特設シ若ハ之ニ關スル平時施設ヲ拡張スルヲ必要トス

第二十五 戰時情報統一機関ハ通常内閣ノ直属トシ各方面ノ情報、宣伝及保安ノ諸勤務ヲ統制シ且其一部ヲ実施スヘキモノトス

第二十六 戰時情報統一機関設置ノ場合ニハ陸軍部ヨリ所要ノ職員ヲ配屬シ以テ機関ノ責務中陸軍軍部關係事項ヲ担当シ且大本營陸軍部トノ連絡ニ任セシム

第二十七 戰時ニ於ケル陸軍軍部諜報ニシテ陸軍ノ統帥ニ直接必要ナル情報ノ蒐集、整理、宣伝、謀略及保安勤務ノ計画指導ニ任ス

第二十八 大本營陸軍情報部ノ担任スヘキ業務中立要ナルモノ次ノ如シ
一、内外情報機関ノ統制、指導
二、内外情報ノ蒐集、査覈
三、作戦地方ノ地理及資源ノ調査並測量ニ關スル事項
四、軍部ノ担当スヘキ対内外宣伝、謀略ノ計画、指導

五、敵国諜報勤務ノ防遏ニ關スル計画、指導
六、敵國宣伝、謀略ノ防遏ニ關スル計画、指導
七、新聞雑誌類ノ検閲
八、野戰新聞ノ發行ニ關スル事項

第二十九 大本營陸軍情報部ハ其業務遂行ノ為自ラ所要ノ諜報機関ヲ配置シ或ハ直接諜者ヲ使用シ且戰時情報統一機関ト密接ナル連繫ヲ保持スヘキモノトス

第三十 大本營陸軍部ニ隸屬スル諜報機関ハ第十七所載平時ノ諸機関ヲ更ニ拡充増設セルモノニシテ特ニ當時ノ情勢ニ応ジテ所要ノ地點ニ多数ノ諜報機関ヲ臨時配置スルモノトス（大本營若ハ野戰軍ノ配置スル此等機関ヲ通常特務機関ト称ス）

協同軍トノ連絡若ハ其指導ニ任スル機関及從軍武官ハ所要ニ応シ所屬軍ニ關スル諜報勤務ニ從事セシム

第三十一 戰時特務機関ニハ概不左記事項ニ關シ指示ヲ与ヘラルモノトス

一、勤務ノ為駐在スヘキ位置
二、諜報担任区域
三、諜報要目
四、指揮下ニ屬セラルヘキ職員等

五、人事經理ノ関係

六、特ニ協同或ハ連絡ヲ保持スヘキ部内外諸機関

第三十二 大本營陸軍情報部ト作戦軍トノ間ニハ通常諜報担任区域ヲ劃定シ又數個ノ独立作戦軍アルトキハ所要ニ応シ大本營ニ於テ此等ノ諜報担任区域ヲ指定スヘキモノトス作戦軍ノ担任スヘキ諜報區域ハ主トシテ戦場及之ニ近接スル地域ニシテ各方面軍、軍若ハ師ニ於テ所要ノ機関ヲ使用シテ之力実施ニ任シ尚大本營情報部竝其配置スル特務機関等ト連繫ヲ密ニシテ戦闘指導ニ直接必要ナル情報ヲ蒐集スルモノトス

各部隊ハ其行フ戦闘、地上搜索、空中偵察、各種情報勤務等ニ依リ直接自己ニ必要ナル情報ヲ獲得スルノミナラス間接ニ上級諜報機関ニ所要ノ資料ヲ提供スルモノトス

第三十三 作戦地ノ特殊情況就中政情、文化ノ度如何ニ依リテハ地方ノ匪賊、不平団体等ヲ糾合シ適當ナル指導者ヲ附シテ特別任務ノ部隊ヲ編成シ作戦ノ援助ト共ニ諜報勤務ニ從事セシムルコトアリ

此種ノ部隊ハ情況ニ依リ或ハ之ヲ作戦軍ニ屬シ或ハ直接大本營指導ノ下ニ行動セシム

第二章 諜報機関ノ配置及諜報勤務系統

第一節 平時配置

第三十四 諜報勤務ノ成果ハ其機関ノ配置及之力勤務系統組織ノ良否ニ関スルコト大ナリ而シテ之力為ニハ特ニ當該機関設置ノ主眼点ヲ顧慮シ善ク内外ノ形勢特ニ政情、交通ノ情況ニ鑑ミ配置スヘキ位置、諜報担任区域、機関ノ編成指導、連絡ノ系統等ヲ決定スヘキモノトス

第三十五

平時ニ於ケル諜報機関配置ニ当リテハ将来ヲ洞察シ戰時配置ノ基礎タラシメ得ル如ク考慮スルコト特ニ必要ナリ蓋シ戰時ニ至リ急速ニ所望ノ諜報施設ヲ整備スルハ既ニ至難ノ業タルメミナラス新ニ編成セシ諸機関ノ有効ナル業績ヲ發揮シ得ル迄ニハ相当ノ時日ヲ要スルヲ以テナリ

第三十六 某方面ニ於ケル情況ヲ平時ヨリ連続且内密ニ諜知セシムル為身分ヲ秘匿セル軍人ヲ所要ノ地点ニ配置スルコトアリ而シテ戰争発生ノ危険大ナルニ從ヒ此種機関ノ配置益々濃密ナルヘキモノトス

第三十七 諜報機関配置ノ位置ハ情報資料蒐集ニ適スルノミナラス情報送達ノ為亦利便ナルヲ要ス而シテ直接之ヲ目的地ニ送達シ得サル場合ニ於テハ経過セシムヘキ迂回路ニ関シ協定シ置クヲ要ス

第三十八 諜報機関ノ位置ハ通常其担任区域内ニ在ルヲ便ナリトスト雖時トシテ側面観察ヲ為シ得ル如ク位置ヲ選フヲ有利トスルコトアルニ注意スヘシ

第三十九 諜報機関ノ編成ハ主トシテ其任務ニ依リテ機関員ノ素質、機関ノ大小等ヲ決定スヘキモノナリト雖編成ノ徒ニ厖大ナルハ時トシテ却テ任務担任スル諜報範囲ニ於ケル主要諜報目的ニ適応セシムヘキモノナリ從テ數地方又ハ數國ヲ諜報担任区域トスル一機関ニ於テハ其機関員ハ必スシモ其定位置タル地方又ハ國ノ事情ニ通曉スル者ヲ選任スルコトナク却テ他地方又ハ他國ニ闖スル知識豊富ナル者ヲ以テ之ニ充ツルヲ可トスルコトアリ

第四十 各機関ヲ独立シテ指導機関ニ隸属セシムヘキヤ或ハ若干ノ中間機関ヲ介在センムヘキヤハ主トシテ當面ノ一般情況各機関ノ有スル任務交通通信ノ景況等ニ依ルモノトス中間機関ヲ置カサル場合ニ於テモ諜報目標ヲ一ニスル諸機関ハ特ニ亘ニ密接ナル連絡ヲ保持スル如ク統制ノ途ヲ講シ置クヘキモノトス

第二節 戰時配置

第四十一 戰時ニ於テハ諜報機関ノ配置ハ自ラ大ナル制限ヲ

旧陸軍參謀本部の「諜報宣伝勤務指針」について（飯田）

受クヘキモノニシテ主トシテ中立國若ハ中立地帶内ニ敵國及其同盟國ヲ團結シテ配置シ得ルニ過キス且交通、通信ノ状態亦意ノ如クナラサルヲ通常トスルヲ以テ各機関ノ配置及其指揮連絡系統ハ特ニ深甚ノ注意ヲ要スルモノトス

第四十二 諜報機関ハ其任務ニ依リ配置ヲ選定スヘント雖概シテ交通ノ衝ニ当リ通信連絡ノ設備アル地点ニシテ特ニ敵国人若ハ敵國ニ好意ヲ有スル中立國人ノ集散地ナルヲ可トス而シテ敵國ニ接觸シテ數多ノ小機関ヲ配置セル場合ニ於テハ要スレハ後方適宜ノ位置ニ中間指導機関ヲ配置シ之ヨリ後方中枢機関ニ直接連絡ヲ圖ルモノトス

第四十三 某方面諜報指導機関ノ關係スル範囲広大ナルトキハ之ト直接諜報勤務者トノ中間ニ更ニ補助指導機関ヲ配置シ局所ノ諜報勤務指導ヲ補助セシムルコトアリ

第四十四 戰時諜報機関ハ單ニ對敵國ノモノノミナラス對同盟國及對中立國ノ目的ニ於テモ亦之ヲ適宜配置セラルヘキモノトス而シテ此等ノ諜報機関ハ直接ニ當該國ノ国情ヲ知ルノミナラス之ヲ通シテ間接ニ敵情ヲ探知シ得ルモノニシテ時トシテハ直接對敵国配置ヲ取リタルモノニ比シ却テ有利ノ情報ヲ得ルコトアリ

常當該中立國ニ対スル諜報勤務ヲモ兼任スルモノトス

第四十五 戰時類似ノ諜報任務ヲ以テ比隣方面ニ独立配置セラレタル數機関ハ互ニ連絡ヲ緊密ニスルハ勿論時トシテ業務ヲ協定分担スルヲ可トスルコトアリ

第四十六 敵戰線ノ後方若ハ敵本国内ニ於ケル諜報機関ノ配置ハ全ク秘密ノ方法ニ拠ルモノニシテ大ナル危險ヲ伴ヒ其成否固ヨリ疑ハシキノミナラス縱ヒ之ヲ得タル場合ニ於テモ之ト其指導機関トノ通信連絡ニ於テ再ヒ大ナル困難アルヲ免レス然レトモ戰時ノ必要ハ此種冒險ナル施設ヲ強要スルコト少カラサレコトヲ予期セサルヘカラス而シテ之力実施及指導ハ全ク特種ノ技能ト決意トヲ要スルモノナリ

第四十七 敵戰線ノ後方若ハ敵国内ニ配置スル諜報機関ハ時トシテ其期間連續シテ常設スルコトアリト雖多クハ隨時各別ノ任務ヲ帶ヒタル小機関ヲ潛入セシムルモノナリ

従テ此等ヲ統一指導スル如キコトナク互ニ關聯セサル多數ノ獨立機関若ハ獨立諜報者トシテ各個ニ活動セシムルヲ通常トス是レ一部機関ノ發覚ニ依リ組織ノ全系統ヲ敵ニ暴露シ為ニ全機能ノ破滅ヲ來スカ如キコトヲ避ケンカ為ナリ

第三節 平時ヨリ戰時ヘノ転移

第四十八 平時諜報機関ノ配置ハ概ニ戰時ノ必要ヲ基礎トシ之ヲ準備ヲ考慮シアリト雖戰爭ノ開始ト共ニ所要方面ノ増設或ハ新設並不要方面ノ撤去等配置ノ変更ヲ要スルコト多キモノトス

第四十九 戰時諜報機関配置及運用ノ計画ハ情勢ノ推移ヲ判断シ作戰計画ニ附隨シテ平時ニ於テ予メ策定セラルヘモノニシテ概々次ノ諸項ヲ包含ス

機関ノ戰時配置及要スレハ機関内細部ノ配置並平時配置トノ關係 機関ノ編成（人員、將校ノ氏名、戰時職名） 任務、諜報擔任区域

機関ノ關係及要スレハ特ニ連絡セシムヘキ他機関ノ指定 機関配置ノ時期

第五十 諜報機関ハ最モ変通自在ノ活動ヲ要スルカ故ニ其編成細部ノ配置ハ成ルヘク固定的ナラシムルコトナク十分ノ彈力性ヲ帶ヒシメ臨機應變ノ妙ヲ發揮シ得シムル如クスルヲ要ス

第五十一 上記ノ計画ニ基キ戰爭開始ト前後シテ機ヲ失セス逐次所要ノ位置ニ公然及秘密ノ諜報機関ヲ増設或ハ増員シ之ヲ根拠トシテ敵国ニ対スル諜報勤務ヲ指導實施スルニ必

要ナル一切ノ準備ヲ整フルモノトス
邊疆部隊及外國駐劄部隊ニハ諜報機関ノ戰時配置ヲ顧慮シ
情勢ニ応シテ予メ特ニ諜報機関ヲ附屬シ或ハ之要員ヲ増加
配属スルヲ必要トスルコトアリ

第五十二 開戦時ニ關シ諜報機関ノ考慮スヘキ根本事項ハ名
個ノ諜者、諜報機関及其指導機関トノ間ノ相互連絡手段ノ
整備是ナリ故ニ平時ヨリ予メ予想敵国及中立国内ニ於ケル
確実ナル諜者トノ連繫ヲ保持シ且戰時増員スヘキモノヲ準
備スルト共ニ此等トノ連絡ニ就テ考慮シ為シ得レハ平時既
ニ所要ノ施設ヲ整へ置クコト切要ナリ

第五十三 戰時配置ヘノ転移ニ方リテハ平時ニ比シ遠ニ諜報
機関要員ノ増大ヲ來スハ己ムヲ得サル所ナリ故ニ此場合ヲ
顧慮シ平時ニ於テ予メ大小各級諜報機関ノ要員ヲ選定シ之
ニ所要ノ教育ヲ施シ且絶エス欠員補填ノ途ヲ講シ置クコト
最モ緊要ナリ

第三章 謕報勤務ノ実施

第一節 謕報勤務ノ準備及通則

第五十四 謕報勤務ノ遂行ヲ円滑ナラシメントセハ先ツ其準備ヲ完全ニセサルヘカラス

即チ勤務者位置ノ選定、情報出所トノ連絡、自衛ノ処置等
周密ナル用意ト遠大ナル計画トヲ以テ勤務ノ基礎ヲ整備ス
ルヲ要ス

第五十五 謕報機関ノ主要ナル業務ハ情報ヲ蒐集シ之ヲ査覈
シ且所要ノ方面ニ之ヲ伝達普及スルニアリ從テ諜報勤務ノ
準備ハ此等三業務ノ敏活ナル実施ヲ目途トスヘシ

第五十六 謕報勤務者ノ居所ハ其公表セル身分ノ如何ニ依リ
テ選択ノ趣旨ヲ異ニスト雖何レノ場合ニ於テモ他ノ注目ヲ
免レ難キヲ考慮シ且所要ニ応シ諜者トノ会見等隱密ノ業務
ヲ実施シ得ルノ用意アルヲ必要トス

勤務者其身分上直接其居所ニ於テ諜者トノ会見等ヲ行フコ
ト困難ナルトキハ別ニ之力為適當ナル場所ヲ選定シ置キ且
適時之ヲ変更スルコト必要ナリ

第五十七 謕報勤務ノ準備トシテ最モ必要ナルハ情報ノ諸出
所トノ連絡ヲ密ニスルコト是ナリ即チ勤務者ノ身分ニ応シ
官憲、一般有力者其他情報ノ源泉タルヘキモノト成ルヘク
速ニ広ク且深ク交誼ヲ進メ適當求ムル所ニ近接シ得ル如ク
スルコト肝要ナリ之ト同時ニ適當ナル諜者ヲ選択馴致シ活
動ノ根柢ヲ完備スルヲ要ス
諜者ノ選択ニ關シテハ後ニ之ヲ詳述ス

第五十八 諜報勤務者ノ業務ハ常ニ対手國当事者ノ妨害アルコトヲ覺悟セサルヘカラス故ニ業務開始ニ先チ既ニ将来ヲ洞察シテ一身ノ防護、秘密ノ確保等必要ノ自衛処置ヲ講シ実施ニ方リテハ支障ノ發生ナキ如クスルノ用意ナカルヘカラス自衛ニ関シテハ後ニ之ヲ詳述ス

第五十九 諜報勤務者ト其指導機関トノ連絡手段ハ單一ナル方法ニ依ルノミニテハ妨害ヲ受クルノ虞多シ故ニ隠密ノ通信ニ關シ十分ノ準備ヲ整へ且必要ニ際シ數多ク補助手段ヲ採択シ得ルノ用意アルヲ要ス諜報勤務者ト諜者トノ間ノ連絡ニ就テモ亦同シ

第六十 諜報勤務者活動ノ素地ハ実ニ其識力ナリ而シテ其任

ニ就ク者既ニ多少ノ予備知識ヲ有スヘキハ當然ナリト雖業務ノ実施ニ入ルニ先チ更ニ實施ニ應シテ其識能ヲ一層向上スルハ最モ緊要ニシテ之アリテ始メ勤務ノ成果其努力ニ伴ヒ常ニ機宜ニ適シタル情報ヲ獲得スルヲ得ヘシ

第六十一 諜報勤務者活躍ノ要素トシテ資金ハ一刻モ之ヲ欠

クヘカラス蓋シ機微ノ間或ハ要人ノ買収ヲ行ヒ或ハ諜者ヲ駆テ危地ニ挺身セシムモノハ実ニ資金ノ力ニ依ラスンハアラス故ニ此資金ノ準備及其補給ノ途ハ常ニ之ヲ確実ニシ内外ノ信用ヲ繫持スルニ誤アルヘカラス

第六十二 諜者勤務者ハ其環境、一般情況及地誌其他諜報目的ニ關係スル諸般ノ事象ニ關シテ十分ナル予備知識ヲ必要トス故ニ予メ經驗ヲ有スルカ若ハ之力為ノ予備教育ヲ受ケタル者ヲ以テ之ニ充ツルヲ本則トス而シテ本勤務実施ノ間ニ於テモ傍ラ常に自ラ修養ヲ怠ルヘカラス

第六十三 諜報勤務ハ連續不斷ナルヲ効果大ナリトス故ニ之ニ從事スル者ハ其位置ニ在ルコト永キニ從ヒ益々事情ニ通シ経験ヲ重ネ其績愈々良好ナルヲ得ヘシ加之勤務ノ本質上秘密保持ノ必要ナルニ稽ヘ多数人ヲシテ其勤務ノ内容ニ閑知セシムルハ適當ナラサルヲ以テ成ルヘク交代ヲ避ケ同一人ヲシテ永ク之ニ從事セシムルヲ可トス

第六十四 諜報勤務者ハ諜報対象國ノ事情ニ精通スヘキハ勿論若シ駐在地ヲ対象國以外ノ土地ニ求ムル場合ニ於テハ同地ノ情況ニ關シテモ相當ノ知識ヲ有スルヲ要ス某地方ニ於ケル第三國ノ行動ヲ探知セントスル場合ニ於テ特ニ然リトス

第六十五 諜報勤務ニハ俊敏機智固ヨリ必要ナリト雖更ニ欠クヘカラス蓋シシムモノハ實ニ資金ノ力ニ依ラスンハアラスニシテ之ヲ確実ニシタル情報資料ノ獲得ハ座シテ其機會ヲ待ツヘキニアラスシテ自

ラ進ンテ之ヲ求ムルニアラサレハ得難キ所ナルノミナラス
其成果ハ常ニ必シモ其努力ニ報イラルコトヲ予期スヘ

カラサルカ故ニ百折不撓ノ忍耐ト間断ナキ勤務ノ継続トニ
依ラサレハ到底目的ヲ達スルコト能ハサルヲ以テナリ

第六十六 講者ノ操従或ハ諜報上ノ要人懷柔等諜報勤務者ハ
常ニ氣ヲ以テ対手ノ氣ヲ制セサルヘカラス之力為ニハ一面
放胆其腹心ヲ暴ス如クシ清濁共ニ之ヲ併呑スルノ大量ヲ具
ヘ他方細心真ノ警戒ヲ失ハス遂ニ他ヲシテ乗シ得シメサル
如クスルヲ要ス

第六十七 講報勤務者ノ挙措ハ常ニ彼我両方面ノ間隙ナキ注
視下ニアルコトヲ覺悟セサルヘカラス從テ其一拳手一投足
ノ微ト雖之ヲ慎重ニシ輕浮ノ言動ヲ戒ムヘシ特ニ秘密保持
ニ就テハ最モ用意ヲ嚴ニスルヲ要ス蓋シ諜報勤務者ヨリ漏
レタル秘密ハ他ノ注意ヲ惹キ易ク其伝播力絶大ナルヲ以テ
ナリ

第六十八 講報勤務者ノ身分ヲ公表ヘキヤ否ヤハ情況ニ応シ
テ定ムヘシト雖何レノ場合ニ於テモ交際ノ円満ニシテ接触
スル範囲ノ広汎ナルハ其勤務遂行ノ為利スル所多シ特ニ我
カ外交官、軍部以外ノ國家諸機関トハ最モ親密ナル態度ヲ
保持シ互ニ和衷協同シ赤誠以テ國家ノ利益ヲ図ルヘシ

談笑裡ニ機微ヲ捉ヘテ能ク事ノ貞諦ニ触レ諜報勤務ノ目的
ヲ達成シ得シカ為ニハ語学ノ素養最モ緊要ナリ

第六十九 軍部諜報勤務者ハ軍事ノ諜報ニ任スルモノナルコ
トヲ肝銘シ軍事ニ関係ナキ外交事項或ハ政治的施設等ノ実

際三千与スルカ如キハ之ヲ避ケルヲ本則トス若シ軍事ニ全
ク關係ナキ事項ニ關シ探知スルカ或ハ交渉協議等ヲ受ケタ
ル場合ニ於テハ速ニ之ヲ當該關係機關ニ移スト共ニ上司ニ
報告スルノ処置ヲ取ルヘキモトス然レトモ軍事ト政治、
外交トノ關係ハ當該國當時ノ政情特ニ國際關係緊張ノ度等
ニ依リ各々差等アルヲ以テ勤務者ハ宜シク當面ノ事情ヲ判
斷シ本末ヲ誤ラス条理ニ悖ラス機宜ニ慮スル如ク処辨スル
コト肝要ナリ

第七十 講報機関ノ使用スル文書、字句ノ如キハ時ニ重大ナ
ル關係ヲ招来スルコトアルニ注意シ最モ慎重ニ取扱フコト
必要ナリ勤務者ノ名刺類ノ如キモ或ハ之ヲ悪用シテ非違ヲ
敢テスル者ナキニアラス十分ノ戒慎ヲ必要ナリトス

第二節 情報ノ蒐集

一 講報勤務者自身ノ活動

保持シ互ニ和衷協同シ赤誠以テ國家ノ利益ヲ図ルヘシ

旧陸軍參謀本部の「諜報宣伝勤務指針」について（飯田）

（四五五） 一〇九

依リテ入手シ得ヘキモノトノ区別アリ即チ新聞雑誌其他公刊物ノ閲覧等ハ前者ニ属シ諜者ノ使用等ハ後者ニ属シ尚公然実行スル訪問、面談、招宴等ヲ利用シ知ラス識ラスノ裡ニ秘密事項ニ触ルコト亦尠カラス而シテ通常公然ノ方法ニ依リテ諜報ノ基礎ヲ作り更ニ所要ニ応シ隱密ノ手段ニ依リテ掩蔽幕ヲ突破シ情報ヲ完成スルモノトス

第七十二 新聞、通信、雑誌、官民公報類公刊物ハ平戦両時ノ何レヲ問ハス諜報上重要ナル価値ヲ存スルモノニシテ文明ノ度高キニ従ヒ其利用ノ途愈々多シ

戦時ト雖中立国ヲ経由セハ敵国ノ公刊物ハ之カ入手必スシモ困難ナラス而シテ之ヲ仔細ニ閲読シ綜合推論宜シキヲ得ハ敵国ニ關スル情勢ノ判断ニ裨益スル所専カラス時ニ官憲ノ検閲ヲ洩レタル竟外ノ好材料ヲ得ルコトナシトセス

第七十三 新聞ハ事件ノ生起ヲ速ニ知リ又ハ某事件ノ端緒ヲ得ル為及興論ノ傾向ヲ察知シ或ハ某地方ノ情況ヲ研究スル為各種ノ資料ヲ求メ得ルモノトス

第七十五 情報ノ蒐集ハ当事者接触ノ活動ニ依ルヲ最モ確實トス之力為諜報勤務者ハ広ク各社会ノ要人ト交際ヲ求メ洽ク衆人ニ接シ予メ其素地ヲ作ラサルヘカラス就中密接ナル連絡者及信頼スヘキ交友ヲ得ルコト特ニ必要ナリ而シテ如何ナル人物ヲ如何ナル場合ニ利用スヘキヤハ目的、情況ニ依リテ異ナルモノトス

第七十六 交際ヲ広クシ知人ヲ多く求ムルハ情報資料入手ノ為ノ主要手段ナリ而シテ其人ニ接スルヤ須ク虛心坦懐何等ノ屈託隔壁ナキ態度ナルヲ要ス我ニ何等ノ警戒心ナキ状ハ對手ヲシテ安心シテ我ニ信倚セシムルノ妙法ニシテ無益ナル技巧或ハ辞令ハ概シテ得策ニアラス誠意ト淡白トハ何レノ場合ニ於テモ常ニ必要ナリ交誼ノ深厚ナルニ至ルヤ知ラス識ラスノ間重要問題ニ触ルルコトアルノミラス我自ラ要

件ヲ開示シテ之ヲ糺スモ対手ノ敵テ怪マサルコトアリ即チ
之ヲ基礎トシテ更ニ探究ノ歩ヲ進メ以テ情報ノ完成ヲ期シ
得ヘシ

第七十七 対手ノ体面ハ交際上最モ注意セサルヘカラス招宴、

集会ノ利用、物品ノ贈与就中利益ノ提供ヲ以テ懷柔セント
スル場合ニ於テ特ニ然リ從テ單ニ直接金錢ヲ以テ之ヲ買収

セントスルハ教養、地位アル人物ニ対シテハ通常至難ナリ
宜シク當該國民性ヲ理解シ風俗、慣習、社會ノ實情ニ通曉

シ裏面ノ呼吸ヲモ解スルニアラスンハ其眞諦ニ触ルルコト
容易ナラサルニ注意スヘシ

第七十八 座談ニ巧ニシテ材料ノ豊富ナルハ諜報勤務者ノ具
備スヘキ一要素ナリ之力為諜報上何等ノ価値ナキ世上ノ些
事ト雖少クモ其梗概ヲ知得シアルヲ可トス殊ニ常識ノ豊富

ナルハ判断ノ正鵠ヲ得シムルニ必要ナリ
第七十九 対談ニハ最モ注意シテ対手ノ談話ヲ誘出スルト共
ニ自己ノ知ラントル所ヲ対手ニ悟ラシメサルコト及彼ノ
語ルヲ欲セサルコトヲ強テ追及セス談笑諧謔ノ間徐口ニ其
欲スル点ニ到達スルヲ上策トシテ功ヲ急クコトアルヘカラ
ス又問答ハ断片的ナルヲ有利トスルコト多ク一拳ニ全ラ窺
ハントスルハ却テ不結果ニ陥ルコトアルニ注意スヘシ

第八十 自己ノ意見ノ発表ハ努メテ之ヲ避ケルヲ可トスルモ
時トシテ対手ノ言議ヲ追究スル為故意ニ反対意見ヲ述ヘ又
ハ対手ノ所述ヲ反駁スルヲ可トスルコトアリ又他人ノ談笑
ニ注意スルトキハ往々有力ナル諜報ノ端緒ヲ得ルコトアリ
然レトモ公衆ノ中ニ在リテハ故ラニ真実ニ反スル言動ヲ為
ス者アルニ注意スヘシ

第八十一 公職ヲ利用シテ調査ヲ依頼シ或ハ公然タル紹介ニ
依テ緊要事項ヲ諮問シ若ハ要所ヲ視察シテ諜報上有利ナル
資料ヲ得ルコトアリ而シテ此種行動ノ目的ヲ達成セントセ

ハ其間故意ニ幾多不要ノ問題ヲ加ヘ真目的ノ那辺ニ存スル
ヤヲ感知セシメサル如クスルコト切要ナリ
統計類ハ縦ヒ秘密ニ属セサルモノト雖之ヲ細密ニ探究スル
トキハ諸般ノ事象ヲ察知スヘキ資料ヲ得ルノ機会多シ

第八十二 軍部以外ノ系統ニ在ル諸機關即チ外務省關係諸官
憲、学究、民間商事会社、各種協会、名士ノ視察等ヨリ得
タル情報モ亦軍事情報ノ参考資料タルヘキモノ多ク特ニ内
外政治、經濟、其他思潮、社會事象及勞働問題等ニ於テ然
リトス加之此等トノ往来ニ依リテ真個ノ諜報勤務ノ端緒ニ
触ルルコトモ亦少シトセス故ニ須ク虚心坦懐広ク交誼ヲ求
メ之カ利用ニ勉ムルヲ要ス

第八十三 新聞通信関係者ノ善用ハ譲報上利益少カラス故ニ平常適當ニ此等ト接触シ時其欲スル資料ヲ供給シテ其利益ヲ計ル等進テ十分ノ好意ヲ表シ必要ニ際シ欣ソテ我ニ応センメ得ル如クナラシムヲ要ス之カ為ニハ記者等ノ人格、素質ヲ観破シ其適良ナル者ヲ選択スルコト特ニ必要ナリ

第八十四 適當ナル当事者ヲ買収シテ或ハ一時のニ或ハ完全ニ情報資料、記録等ヲ入手或ハ暗号其他通信書類ヲ獲得ス

ルヲ得ハ最モ確実ニ対手ノ機密ニ触ルルコトヲ得ヘシ然レトモ斯ノ如キハ大ナル危険ヲ伴フモノナルヲ以テ緊急ノ場合通常謀者ヲ使用シテ間接ニ之ヲ実施スヘキモノニシテ且其時機方法ノ選択ニ就テハ最モ周到ノ注意ヲ要スルモノトス

第八十五 直接ノ観察ハ如何ナル場合ニ於テモ最モ適確ナル方法ナリ故ニ譲報勤務者ハ有ラユル機会ヲ捉ヘテ事物ノ実際ニ触レ絶エス一般ノ趣向ヲ直接観察スルノ必要大ナリスクノ如クシテ譲報資料ノ査覈判断モ亦適切ナルヲ得ヘシ

第八十六 韻応ハ接近ノ機会ヲ得且親密ノ度ヲ増進スル為有効ナル方法ナルヲ以テ譲報勤務上ノ常用手段ナリ而シテ之カ実施ニハ最モ慎重ナル準備ト研究ヲ重不サレハ啻ニ効果ナキノミナラス却テ害ヲ貽スコトアルニ注意スヘシ

饗應実施ノ方法ハ対手ノ特性ト其當時ノ情況トニ依リテ異ナルト雖一遍ノ儀式ニ終ル如キハ何等効果ナク懇親ノ風加ハルニ從ヒ益々対手ヲ威動セシメ得ヘシ饗應ニ際シ賓客ノ選定ニハ特ニ注意ヲ要ス異分子特ニ反対者ヲ加ヘサルハ勿論階級地位等ニ甚シク差異ヲ生セシメサル如クシ以テ会談交驩ニ不都合ヲ來サシメザルヲ要ス

第八十七 某事項ヲ探知セントスル際之ニ閥聯ヲ有スル我力事情ヲ支障ナキ範囲ニ於テ故ラニ流布シ、或ハ仮構ノ情報ヲ伝播スル等ノ宣伝手段ヲ以テ波瀾ヲ起シ之ニ応スル対手國ノ輿論或ハ官憲ノ措置等ヲ静カニ観察スルトキハ所要ノ情報獲得ヲ容易ナラシムルコトアリ

二 謀者ノ使用

イ 謀者ノ具備スヘキ要素

第八十八 謀者トシテ一般ニ具備スヘキ要素ハ譲報目的ニ関スル事情ニ通シ儀性的精神及責任觀念ニ富ミ大胆冷静ニシテ明敏ナル観察及推理力、良好ナル記憶力、強健ナル身神並堅忍性ヲ有スルニ在リ尚必要ノ語学ニ練達セルコトモ亦一ノ必要条件ナリ然レトモ上記ノ如キ要素ヲ悉ク完備スル者ハ固ヨリ稀有ナルモミナラス謀者ノ用途ハ多様ニシテ其

任務モ亦輕重難易不同ナルヲ以テ其特長、性格ノ如何ヲ銓衡シテ之ヲ適宜適所ニ使用スヘキモノトス

第八十九 謀者其勤務ニ從事スルノ動機ハ十分考察調査セサルヘカラス而シテ其動機ノ如何ハ概不勤務ニ対スル熱心ノ度ヲ表示スルモノナルヲ以テ謀者ノ選択及任務ノ賦課ニ際シ好個ノ参考資料タリ得ルモノトス

謀者ノ勤務ニ從事スヘキ動機ヲ概別スレハ左ノ如シ

一 謀報勤務ニ先天的ニ大ナル趣味ヲ有スル者

二 裏心ノ希望ニ依リ奉公若ハ報恩ノ目的ヲ以テ勤務ニ從事スル者

三 謀報ノ対象タル國家、政府等ニ對シ思想、政見、主義、野心、境遇、民族的感情及其他ノ原因ニ依リ反感ヲ有スル者

四 資力ニ窮スルカ或ハ失意、落魄其他一身上ノ原因ニ依リ特別ノ利得ヲ望ム者

五 単ニ貪欲愛錢ノ私念ヨリ出テタル者

六 営利ヲ目的トスル常職的密偵知者

七 使用者ニ私淑シ其腹心トナレル者

八 帝國又ハ帝國々民ニ対シ好感ヲ有シ或ハ殊ニ血族的若ハ職業的利害關係アル者

宮廷ニ屬スル高官、国会ノ議員、外交官（關係アル婦人ヲ含ム）枢要官衙ノ吏員及使用人、僕婢等ハ直接機密ヲ取扱ヒ若ハ之ニ接触シ易キ地位ニ在ルヲ以テ此等ノ人物中ヨリ選定宜シキヲ得ハ適當ナル要素ヲ備スル謀者ヲ發見スルコト難カラサルヘシ

第九十 謀者トシテ諸外国人及各民族ノ性情ハ各々一長一短アリ故ニ之力使用ニ方リテハ須ラク其長所ヲ利用シテ剩ス所ナク其短所ニ対シテ警戒ヲ怠ラサル如クセサルヘカラス

第九十一 謀者カ一定地ニ居住シ特定ノ職業ヲ有シ全ク該地方ノ良民ニ同化シアル者（定住謀者）ナルヲ要スルヤ或ハ之ニ反シテ數地ヲ移動スル者（移動謀者）ナルヲ可トスルヤハ一二謀報ノ目的ニ依リテ異ナルヘキモノトス而シテ前者ハ單ニ給料ニ依リテ生活スル者ノ如キハ適當ナラス一定ノ健実ナル生業ニ從事シ十分ナル華客ヲ有シ周囲ノ信用ヲ繫キ何等ノ疑惑ヲ招致セサルコト必要ニシテ後者トシテハ商人職工或ハ懷中豊富ナル旅行者等ニ化シ其行動ニ不審ヲ抱カシメサルヲ要ス若シ謀者カ巡回スヘキ地方ヲ行動スル定職ヲ有スル者ナルニ於テハ最モ可ナリ

移動謀者ノ家族カ使用者ノ所在地ニ在ルトキハ謀者ノ取締上最モ有利ナリ

第九十二 俊敏ナル諜者ハ独立シテ深ク敵地ニ潜入セシムル如キ場合ニ於テハ最モ實用スヘク時トシテ奇功ヲ奏スルコトアリト雖動モスレハ一部ノ事実ヲ捉ヘテ直チニ重大ナル判決ヲ下シ使用者ノ判断ヲ誤ラシムルコトアリ故ニ多数ノ諜者ヲ操縦シ時々之ニ断片的ノ任務ヲ与ヘ其報告ヲ綜合判断セントスル如キ場合ニ在リテハ寧ロ卒直且熱心ニ使用者ノ意図ヲ奉シテ勤務スル者ヲ以テ勝レリトス何レノ場合ニ於テモ身體強健意志堅確ニシテ神經質ナラサルハ必要ナル条件ナリ

第九十三 一地方或ハ民族間ノ内情ノ諜知ハ同地方人若ハ同民族ニアラサレハ能ク真諦ニ触レ得サル所ナリ故ニ此種目的ノ為ニハ諜者ノ選択ヲ此範囲ニ於テスルヲ得ハ最モ適當ナリ

第九十四 婦人ニハ諜者トシテ適當ナル要素ヲ具フルコトハ多シ即チ一般社会ニ於ケル其權利ノ優越セルコト及其独特ノ魅力是ナリ特ニ上流杜交界ニ出入シ才色兼備セル女性ヲ諜者トシテ選フヲ得ハ重大ナル効果ヲ獲得スルコト尠カラス

口 諜者ノ選択及採用
第九十五 諜者ノ選出ニハ相當ノ時日ヲ要シ有事ニ際シ遽ニ

適任者ヲ入手セントスルコト容易ナラス殊ニ有力ナル高級諜者ニ於テ然リトス故ニ平素ヨリ各種ノ手段ヲ講シ適當ノ候補者ヲ物色シ且適宜資金ヲ投シテ之ト接觸ヲ保持シ置クコト必要ナリ而シテ勤務実施間ニ於テモ諜者減耗ノ極メテ頻繁ナルヲ考慮シ常ニ之力補充ニ著意スヘシ

第九十六 諜者タルヘキ人物ノ召募ハ一二堪能ナル手腕ト熱心ナル不斷ノ努力トニ俟タサルヘカラス之力為予定人物トノ触接ヲ繁クシ其意思境遇ヲ深査シ其為人ヲ看破スヘキ機会ヲ多クスルコト緊要ナリ

第九十七 採用セシ諜者カ果シテ當ヲ得タリヤ否ヤ暫時使用ノ後ニ於テモ尚ホ且之ヲ知ルニ易カラス而シテ徒ニ遲疑逡巡センカ遂ニ機ヲ失フノ虞アリ故ニ時ニ依リテハ成敗ヲ賭シ敢然其求ムル所ニ進ムノ必要アリ且之力為一時出費ノ膨脹ヲ避クヘカラサルコトアリ殊ニ諜報網未タ完備セサル時期ニ於テ然リトス

第九十八 召募ノ方法ハ直接ニ申込ムモノト隠密ニ行フモノトノ二種アリ前者ハ危險ヲ包含スト雖被召募者力物質上困難ナル境遇ニ在ルカ或ハ常職的諜者ナル場合ニ於テ之ヲ適用スルヲ得隠密ニ行フニハ通常先ツ其人物ニ接近シ暗示以テ漸次致シ遂ニ眞目的ヲ開示スルモノニシテ其方法ヲ例示

セハ次ノ如シ

広告人ヲ秘匿シ且召募名目ヲ他ニ借り或ハ目的ヲ曖昧ニシタル広告ニ依ル

此種人物ノ出入スヘキ料理店、茶店等ニ於テ彼等ニ接近ス

貿易商会ヲ経テ先ツ公正ナル商業上ノ提言ヲ為シ逐次目的ニ接近ス

雇傭条件ヲ決定シ自己ノ名ヲ秘匿シテ先方ニ提議ス

婦人諜者ヲ経テ其知己間ニ適當ノ者ヲ物色セシメ逐次接近ス

要人ト家庭的交際ヲ求メ漸次諜報勤務ニ誘致ス

等三国軍憲ト協同シ敵国ニ対スル諜報従事ヲ提議シ漸次ニ第三國軍憲ノ使用セル諜者ト接近シ之ヲ我方ノ諜者ニ誘致ス

敵国ニ入ラントスル者ニ普通用務ヲ依頼シ漸次秘密諜報ヲ依頼シテ知ラス識ラスノ間ニ諜者ト為ス

第九十九 諜者ハ之ヲ召募セハ其写真、姓名、年齢、信教、職業、出生地、過去現在ノ居住地、身元保証人、外国语修得ノ程度、記憶力、熟知セル地方、諜知セントスル方面ノ地理、事情等ニ闇スル識力、諜者志願ノ動機等ヲ記録シ且

旧陸軍參謀本部の「諜報宣伝勤務指針」について（飯田）

指紋ヲ取り置クヲ要ス即チ之ニ依リテ敵ノ為反諜者トシテ利用セラルヲ防止シ得ヘン

諜者ハ之ヲ採用セシ後ニ於テモノ彼等相互ノ間ニ其諜者トシテノ関係ヲ秘匿スルコト緊要ナリ

第一百 諜者召募ニ際シ最モ恐ルヘキモノハ反諜者ノ混入ナリト雖之カ識別ハ最モ困難トスル所ナリ故ニ諜者ニ対シテハ

内心ノ警戒ヲ解カサルト同時ニ他方ニ於テハ召募後適宜之ヲ判定スルヲ可トス反諜者判定ノ方法ヲ例示セハ左ノ如シ

疑ハシキ諜者ニ他ノ諜者ヲ附シ密カニ其行動ヲ偵知セシム

敵ニ利害アル想定ヲ設ケテ諜者ノ意見態度ヲ検定ス

他ノ諜者ヲシテ敵ニ不利ナル宣伝ヲ放タシメ諜者ノ態度及報告ニ就キ注視ス

諜者ヲ試ムルニ配色ヲ以テシ醉余知ラス識ラスノ間基本体ヲ敵國ノ諜者ヲ買收シ之ニ依リテ探知ス

既知ノ敵情ニ闇シ諜者ヲシテ故ラニ諜知セシメ其結果ヲ報告ノ結果ニ依リテ判知ス

既知ノ敵情ニ闇シ諜者ヲシテ故ラニ諜知セシメ其結果ヲ判定ス

故ニ必要ナラサル書類ヲ取落シ又ハ机上ニ展開シテ諜者

ノ之ニ対スル態度ヲ検査ス

第一百一 反諜者ヲ認定シタルトキハ直ニ之ヲ面責或ハ解雇ス
ルコトナク為シ得レハ之ヲ懷柔シテ敵ニ対スル逆諜報ニ利
用スルカ或ハ漸次敬遠シテ關係ヲ断ツ如クスルヲ要ス

ハ 諜者ノ教育

第一百二 諜者ヲ採用セハ所要ニ応シ之ニ其任務ニ応スヘキ教
養ヲ与フルヲ要ス而シテ諜者ノ識能ニ応シ使用間ニ於テモ
教育ノ反復ヲ怠ルヘカラス

諜者ノ教育ハ其素質及命課スヘキ任務ニ依リ一樣ナラスト
雖勤務実施ニ関スル技術的教育ト並行シテ常ニ精神上ノ啓
発ヲ苟且ニ附スヘカラス

第一百三 諜者ハ対手ノ人物ヲ辨別シ其意思ヲ読破シ得ルノ能

力ヲ備ヘ且最モ危険ナル情況ノ下ニ在リテ平然行動シ又峻
厳ナル追跡ヲ受クルモ巧ニ之ヲ回避シ得ヘキ積極的性質ヲ

有スルコト肝要ナリ之力為其教育二方リテハ常ニ不撓不屈
ノ精神ヲ向上シ且考察力、觀察力、記憶力及聽覺ヲ訓練ス
ルヲ要ス

第一百四 謕報ノ効果ハ大ナル勞苦、時間及資金ノ消費ト熱心、
真摯トノ結晶ニ外ナラス而シテ失敗ノ場合ニ於テハ方法手
段ヲ尽シテ再三反復スルノ勇ナカルヘカラス

諜報勤務ニハ必ス対手ノ防衛手段ノ对抗スルモノアルヲ知
ラサルヘカラス而シテ之ヲ圧倒シテ尚能ク目的ヲ達成セン

ムルモノハ実ニ諜者ノ考察力ニ外ナラス又探知ノ為ノ行動
ハ整然タル理路ヲ追ヒ其根柢ヲ究ムヘキモノニシテ決シテ
僥倖ヲ恃ムヘカラス之力為ニハ諜者ノ明敏ナル観察力ニ俟
ツ所多シ

記憶力ノ強キハ他人ノ認識ヲ避ケツツ調査スル為ノ最良手
段ニシテ銳敏ナル聴覚ハ秘密偵察者ノ重要ナル武器ナリ
第一百五 諜者ノ技術向上ニ關スル教示事項ノ主要ナルモノヲ
挙クレハ左ノ如シ

諜知事項ニ關スル基礎教育

目的地ヘノ潜入及帰還ノ手段方法

目的内地ニ於ケル行動上ノ指針

自衛ニ關スル事件

連絡通信ニ關スル事項（暗号、隱語ヲ含ム）

官憲ニ拘引セラレタル場合其他非常ノ際ノ処置

其他逢著スヘキ各種ノ問題

第一百六 諜者ノ心得トシテ左記要項ヲ会得セシムルヲ要ス

人ニ尋ヌルコトナク感知スルコト
自ラ實際興味ヲ有スルコトニ關シ他人ニ感知セシメサル

コト

耳ヨリ聴取セシ事実ハ他人ニ感知セラレサル如ク記憶ス
ルコト

意思感情ヲ顔面ニ表ハササルコト

他人ニ感知セラレサル如ク之ヲ追究監視スルコト

自己ヲ追尾スル者アルトキハ速ニ之ヲ認識スルコト

諸般ノ事象ニ対シ客観的ナルコト

功ヲ急カサルコト

第百七 謠者ノ教育ハ必ス会見ノ秘密ヲ確保シ得ヘキ場所ニ
於テスク此種会合所ハ嫌疑ヲ避ケル為數箇所ニ準備スルヲ

可トス

第百八 謠者ノ補充並教育ハ通常直接使用者ニ於テ之ヲ為ス
ヘキモノナリト雖戰時某方面ニ於テ特ニ密接ナル諜報網ヲ

構成セントスル如キ場合ニ於テハ其補充教育ノ為要點ニ特
ニ特別ノ機関ヲ配置シ當該機関ノ教育ヲ終了セル者ヲ要す
各使用者ニ配当スル如クスルヲ要スルコトアリ

二 任務ノ附与

第百九 任務ハ諠者ノ能力、素質ニ適応スルヲ第一要件トシ
且簡明確切ニ其欲スル所ヲ判知シ得ル如ク附与スルヲ要ス
而シテ若シ數多事項ノ諠知ヲ同時ニ要求スルカ如キ場合ニ

旧陸軍参謀本部の「諜報宣伝勤務指針」について（飯田）

於テハ其主眼点ヲ明示スルヲ可トス

第百十 謠者ニ与フル命令ニハ一面諠者ヲシテ機宜ニ処シテ
奇功ヲ奏セシムル為彈力性ヲ保持セシムルト同時ニ他面ニ
於テハ諠者ノ万一反逆スヘキ場合ヲ顧慮シ其内容ヲ最モ周
到ナル用意ヲ以テ整理スルヲ要ス

第百十一 一般ニ任務ヲ附与スルト同時ニ能ク當時ノ実情ヲ
考慮シ左記事項ヲ併セテ教示スヘキモノトス

通信連絡ノ方法手段

報告ヲ提出スヘキ特定時期

帰還後若ハ勤務中ノ指導者トノ会見ノ為ノ注意
自衛ニ闘スル特別ノ注意

報酬受授ニ関スル事項

比際必須以外ニ我諜報機関ノ組織及配置ヲ解説スルハ嚴禁
トス

第百十二 婦人諠者ニ与フル任務及之ニ対スル要求ニ就テハ
婦人ノ特質上理性ヨリモ情緒ニ動カサレ易ク且其智能常識
ハ一般ニ男子ヨリモ低下シアルコトニ顧慮スルヲ要ス殊ニ
任務ヲ某单一事項ニ限定スルコトナク一般的任務ヲ課シテ
放任スル如キハ大ナル誤ナリ

ホ 諠者ノ派遣及配置

第百十三 諜者ハ必要ノ際臨機派遣スルモノト某期間定位置ニ配置スルモノトアリ

何レノ場合ニ於テモ者諜相互ニハ何等ノ連繫ヲ保持セシメ
サルコト肝要ナリ

第百十四 敵国若ハ中立國ニ定住諜者ヲ配置スルニ方リテハ
其諜者カ定業ニ從事シ且其職務ニ相当スル地位ヲ創設シ得
ルコトニ閑シ大ナル顧慮ヲ払フヘキモノトス

第百十五 在リテハ同地所在ノ自國銀行、大商會等比較的安全
ナル場所ヲ選ヒテ諜者ヲ配置シ諜報勤務ノ拠点ヲ構成スル
ヲ有利トスルコトアリ然レトモ未熟ナル諜者ニシテ此等機
関ノ利用拙劣ナルトキハ却テ右機関信用ノ失墜ヲ來シ閑鎖
ノ己ムナキニ至ラシメ延テ諜報勤務ノ基礎ヲ覆滅スルコト
ナシトセス注意ヲ要ス

第百十六 婦人諜者ハ其素質、能力等ヲ顧慮シテ遊興場、家
庭、官衙、公署、病院、工場等ニ配置シ或ハ高貴大官ノ身
辺ニ侍セシムル等ノ処置ヲ取ルコト必要ナリ

第百十七 諜者派遣ノ時機ハ情報ノ蒐集ヨリ之ヲ発送シ其到
達スル迄ニ要スル時日ヲ顧慮スルハ勿論予メ他ノ手段ニ依
リテ蒐集セル爾他ノ情報就中交通、通信勤務ニ閑スルモノ
等トノ間ニ密接ナル連絡ヲ保持シ最モ時宜ニ適合スル如ク
セサルヘカラス

第百十八 敵国或ハ敵線内ニ潜入セシムヘキ諜者ニハ成ルヘ
ク行動ノ余裕ヲ与ヘ專ラ目的ニ向ヒ自由ニ獨断專行シ得ル
如クスルコト必要ナリ而シテ通常潜入ニ際シテハ迂路ヲ經
由シ其間ヲ利用シテ任務遂行ニ要スル十分ノ情報ヲ蒐集シ
復帰ニハ捷路ヲ経テ速ニ帰還シ得ル如クスルヲ適當トス

第百十九 敵国或ハ敵線内ニ潜入セシムヘキ諜者ニハ書類其
他累ヲ他シ及ホシ又ハ後思ヲ貽スヘキ物件ノ携行ハ一切之
ヲ禁スルヲ要ス

第二十 諜者派遣ノ為通過スヘキ我勢力範囲若ハ友邦ノ官
憲ニハ予メ諒解ヲ得且証明書類ヲ附与シテ所要ニシ之ヲ
開示セシムレハ最モ有利ナリ然レトモ其証明書類ハ敵国若
ハ敵線ニ潜入スルニ先立適宜処分セシムルコト必要ナリ

必要生シタル場合ニ際シ派遣スルヲ通常トシ成ルヘク某一
諜者ハ爾他ノ情報ヲ確メントスルカ或ハ特殊ノ資料蒐集ノ
必要生シタル場合ニ際シ派遣スルヲ通常トシ成ルヘク某一

目的ニ対シ同時ニ數人ノ諜者ヲ互ニ連繫ナク派遣スルモノ
トス

ノ安全ヲ図ルヘシ

第百二十一 隠密ナル手段ニ依リテ目的地ニ出入スルニ際シ

旅券ノ調達及之カ査証ヲ安全ニ完了スルハ諜者ノ為重要ナ

ル問題ナリ旅券ハ之ヲ偽造シ或ハ他人ノモノヲ適宜買收シ得ハ可ナリト雖共ニ危険ヲ伴フコト大ナルヲ以テ最モ細密

ナル注意ヲ要シ万一発覚セル場合ノ処置ニ関シテモ予メ十分ノ用意アルヲ必要ナリトス

△通信連絡

第百三十二 諜者ト其使用者トノ間ノ通信連絡ハ諜報勤務中

最モ重要視スヘキモノニシテ之之力速達ヲ確保スルト之ニ基ク秘密暴露ノ危険ヲ防止スルトハ共ニ緊要欠クカラサルコトニ属ス

第百三十三 通信ハ電信（有線、無線）信書若ハ口伝ノ何レ

カニ依ルモノニシテ緊急ノ情報ハ多クノ場合電信ニ依ルノ外ナク最モ確実ナルモノハ直接口伝ニ依ルカ或ハ信用スヘキ特別使者ニ依ルニ在リ

第百二十四 無線電信ハ勿論有線電信ト雖秘密ノ保持ハ暗号

ノ使用ニ依ラサルヘカラス然レトモ戰時ハ公然暗号ノ使用ヲ禁セラルル場合尠カラサルノミナラス对手ノ為既ニ暗号ノ解読セラレアル虞多シ又信書ハ途中公然或ハ隱密ニ開封

旧陸軍參謀本部の「諜報宣伝勤務指針」について（飯田）

閱読ヲ免レサルモノト覺悟セサルヘカラス之力為更ニ特殊ハノ通信連絡手段ヲ案出シ秘密ヲ確保スルヲ要ス

第百二十五 秘密通信ノ方法ハ其時ノ情況ニ応シ使用者ノ機智ニ依リ時宜ニ適セルモノヲ選フヘシト雖今其例ヲ挙クレ

次ノ如シ
一 予メ約定セル方法ニ依リ通信文意ヲ秘匿シ電信若ハ郵便ヲ利用シ若ハ密使ニ依リ中立國ニ在ル仲介者ヲ介シテ

伝達ス

二 通信ノ検閲至嚴ナル場合ニ於テハ自身若ハ密使ノ口頭伝達ノ外ナシ此際密使ニハ秘密ノ證明ヲ附スルコト必要ナリ

三 航空機ニ依リ敵国内若ハ敵線後方ニ送リタル諜者ヨリ

信書鳩若ハ小型風船ニ依リテ通信ス

四 新聞廣告ニ依リ密使ト諜者トノ会見時日場所等ヲ指定シ或ハ各種簡易ナル情報ヲ伝達ス

五 自國ニ同情アル第三國ノ外交機關ヲ利用ス

六 発、受信者共ニ必スシモ初メ協定ヲ設ケス臨機ニ發信者ヨリ受信者ノミ理解シ得ルカ如キ文句即チ隱語ヲ案出使用ス

七 特別ナル化學液体ヲ以テ普通々信文ノ余白ニ或ハ衣類

若ハ直接肌上ニ所要通信文ヲ記載シ之ニ特種ノ化学的変化ヲ与フルコトニ依り始メテ現字スル如クス

八 小紙片ニ記載セル通信文ヲ石礫塊内、書籍類、杖、傘等ニ挿入シ或ハ不可溶ノ小容器ニ入レタルモノヲ嚥下ス

ルカ或ハ身体ノ一部ニ挿入シテ伝達ス

九 封筒、切手、封緘、葉書其他貼紙類ノ裏面等ニ記載ス

十 モールス符号ヲ應用ス

十一 音譜、体温表曲線図等ヲ利用ス

十二 販売品目録、絵画、新聞紙記事等ヲ利用ス

十三 型付紙（通常碁盤目ニ線ヲ描キ各碁盤ニ特殊ノ意義ヲ有セシムヲ）発受信者両方ニ所持シ之ヲ利用シテ通信ス

ス

第一百二十六 謀者若ハ其密使ト諜報勤務者トノ直接連絡即チ

会見ハ最モ隱密ヲ要スルヲ以テ此実行ニハ細心ノ注意ヲ払ヒ深甚ノ警戒ヲ加フヘキモノトス

凡ソ諜者及諜報勤務者ノ周囲ニ出没スル対手側ノ監視者ハ此種ノ機会ニ於テ最モ活躍スヘキコトヲ顧慮スルヲ要ス
第一百二十七 会見上ノ注意ハ一ニシテ足ラスト雖モ其主要ナルモノヲ擧クレハ次ノ如シ

一 会見ノ形式、方法ハ諜者ノ身分、職業及當時ノ情況ニ

依リテ異ナリ或ハ自宅ニ招致シ或ハ先方住宅ヲ訪問シ或ハ特定ノ場合所若ハ旅館料理店俱楽部等ニ於テ行フ

二 自宅ニ引見スルニ際シテハ召使ト面会セシメサル如ク又他ノ訪問客ト邂逅スルコトナキ如ク時刻、使用室等ニ

関シ注意スルヲ要ス

三 特定ノ場所ニテ要注意人物ト面会スルニ際シテハ真ニ其目的地ニ到ラス自動車又ハ馬車ニテ目的地ヲ乗リ越シ停車場、寺院、料理店、旅館前等入込ノ地ニテ下車シ目的地ニ引返スヲ可トス

四 旅館料理店等ニ於テ会見スルニハ其設備大ナルモノヲ選択スヘシ小旅館、小料理店ハ却テ第三者ノ注目ヲ惹クモノナリ

五 深夜ノ会合ハ却テ第三者ノ注目ヲ惹キ易シ

六 面談ヲ避ケ申ニ探知要目ヲ諜者ニ交付セントスルトキハ停車場ニ於テ会見シ小紙片若ハ小薄綢布ニ問題ヲ書キ

之ヲ右手ニ握リ諜者ト握手ノ際交付ス此際諜者ニ渡ス書類ニハ總テ筆蹟ヲ貽ササルコトニ就キ細心ニ注意スヘシ之カ為印字機ヲ用ヒ且其型ヲ異ニセル數種ヲ彼此混用ス

ルヲ可トス

七 使用者ト諜者トノ間ニ予メ暗号ヲ約束シ電話ニ依リ談

話スルモノ亦一方法ナリ此場合ハ成ルヘク公衆電話ヲ用ヒ

電話ノ窃聴ヲ予防スルヲ要ス

八 指定郵便箱ノ私書函ヲ利用シテ連絡スルヲ可トスルコトアリ

ト

ト 謀者ノ監督及報酬

第一百二十八 謀者ノ行動ハ各種ノ手段ヲ以テ監視スルヲ要ス

然ラサレハ動モスレハ敵ニ利刀ヲ与フルノ危険ヲ生スルコトアルヘシ而シテ自ラ当面ノ事情ニ通曉スルコトヲ努ムレ

ハ諜者報道ノ真偽ヲ判定スルヲ得ルノミナラス自ラ諜者ノ行動ヲ監督スルノ利便アルモノトス

諜者ノ監督厳重ニ過クルトキハ其活動ヲ拘束シ進取ノ氣勢ヲ殺クノ虞ナキニ非ス此間寛嚴能ク其度ヲ失セサルハ一二

使用者ノ力量ニ在リ

第二十九 使用者ニ好意ヲ有スル中立國ニ在リテハ國境内並

國境通過ニ至ル迄ノ諜者ノ監督ハ困難ナラスト雖其敵国内

ニ於ケル行動ハ殆ト全ク放任ノ外ナシ此間諜者ヲシテ其任

務ニ忠実ナラシムルモノハ一二使用者ノ職能ニ依リテ之ヲ恐レシメ人徳恩愛ヲ以テ之ヲ繫キ且諜者ノ一身及其家族ニ及ホス利害ヲ以テ之ヲ牽制スルアルノミ

第一百三十 謀者ノ監督及報告真偽判定ノ為採ルヘキ手段ヲ例

示セハ左ノ如シ

一 旅行日誌ニ類スルモノヲ要求シ汽車ノ発着、汽車賃、

停車場及沿線ノ現状、物価等ニ就キ予メ報告ヲ命シ尚途

中要所ニ於ケル新聞、告示、受領証其他証拠トナルヘキモノヲ持帰ラシム

二 報告ニハ成ルヘク原本ヲ用ヒシム即チ軍隊配置、編制等ノ原本ヲ入手セシメ其他官憲ノ命令、告示等ヲ持帰ラシムルカ如シ

三 数人ノ諜者ヲ派遣スル場合為シ得レハ某地点ヲ重複通過セシメ其地点ノ情況聽取ニ依リ真偽ヲ判定スルレトモ同一任務ノ全部ヲ二名以上諜者ヲシテ重複偵知セシムル方法ハ経費ノ関係上特ニ重要ナルモノノ外困難ナリ

四 謀者ヨリ報告ヲ受クル某事項ヲ捉ヘ論理的ニ細大質問スルトキハ往々其真偽判定ノ資料ヲ得ルコトアリ

五 謀者ノ報告ニ方リ使用者ヨリ先キニ種々質問ヲ發シ自己ノ観察ニ関スル一端ヲ洩ストキハ諜者ヲシテ直ニ自己ノ意図ヲ忖度シ事實ヲ枉ケテ報告セシムルノ虞アリ故ニ努メテ自ラ口ヲ挾ムヲ避ケ諜者ヲシテ其開陳ヲ完全ニ終ラシメ然ル後所要ノ質問ヲ試ムルヲ要ス

旧陸軍参謀本部の「諜報宣伝勤務指針」について（飯田）

（四六七）一一一

ニ便ナコト前述ノ如シ而シテ使用者ハ之ニ保護ヲ加ヘ万
ニ際シ其生活ヲ保証スルノ義氣ヲ以テ臨ムトキハ謀者
ヲシテ自ラ感奮精励セシムヲ得ヘシ

七一定ノ主義ヲ奉スル謀者（例ヘハ白系露人ノ如シ）ノ
報告ハ其觀察偏頗ナルコト多キヲ以テ特ニ注意スルヲ要
ス

八謀者ノ考科書類及其筆蹟、指紋等ハ万ノ場合ヲ顧慮
シ之ヲ整理保存スヘシ

謀者考科簿ノ一例次ノ如シ

| 姓名 | 身分、性質、通称、 写真(要スレハ、指紋) | 家族住所 | 所派遣月日 | 目的 | 路任成備 |
|----|--------------------------|------|-------|----|------|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

第一百三十一 謀者ニ対スル報酬ノ善用ハ之ヲ鼓舞督励シ且繫
留スル為ノ主要ナル手段ナリ
報酬ハ一地方ニ定住スル信用アル謀者ニ対シテハ一定ノ俸
給トシテ与ヘ時ニ其職業上ノ損害ニ対シテ補助ヲ加ヘ其特
殊ノ功績ニ応シ適宜賞与ヲ増給スル可トスモ移動謀者
ニ対シテハ多クノ場合勤務実施ニ必要ナル資金即チ旅費、
通信費、所要ノ日当トシテ附与シ其任務ヨリ帰還シ情報ヲ
衛ラシメタル後之ヲ審査シテ相当ノ賞与ヲ給スルヲ可トス

然ラサレハ勤務ニ対スル刺戟ヲ減シ一片ノ形式的行動ニ陥
ルノ弊アルヲ以テナリ

第一百三十二 謀者ニ対スル給料若ハ報酬ノ比較的長期間ニ對
シ前渡支払スル場合ニ於テモ其一部ヲ使用者ニ於テ保管預
リト為シハ以テ謀者ノ係留ヲ計リ他ハ以テ必要ノ場合其
家族救済ノ資ニ充ツル如クスルモ一方法ナリ

第三節 情報ノ査覈、判断

第一百三十三 謀者機関ノ蒐集セル情報ハ通常真偽確否相錯綜
シ直ニ其価値ヲ確定シ難キモノ多シ是ニ於テ各級諜報機關
ハ其取扱フ範囲ニ於テ各方面ヨリ得タル情報ヲ彼此総合判
断シ其真否価値及緊急ノ度ヲ決定スルヲ要ス而シテ諜報機
関ノ地位中枢ニ近キニ從ヒ愈業務ノ範囲拡大スルモノトス
第一百三十四 情報ヲ判定スルハ其獲得ノ時日場所之ヲ提供
シ若ハ所持セシ人物並該人物ノ平素把持スル意見等ヨリ考
察シ各情報ヲ其価値ニ従ヒ確定ノ度ニ応シテ辨別シ之ヲ既
知ノ事実ニ照合シ逐次探究セントスル事象ノ直相ヲ提出セ
シムモノトス而シテ新ニ情報ヲ得ルニ従ヒ之ヲ更ニ在來
ノ判定ニ加味シ遂ニ真実若ハ確認シ得ルモノトスルカ或ハ
之ニ反シ確認不能ナルモノトシテ之ヲ削除スルニ至ル

第一百三十五 情報ヲ綜合判断スルノ目的ハ求ムル事象ノ完全

ナル真相ヲ得ルニ在リト雖実際ニ於テハ近似セル帰結以上
ヲ望ミ能ハサルコト多キヲ覺悟セサルヘカラス

第一百三十六 情報ノ判定ニ正鷲ヲ得シメントセハ絶エス到着
スル各個ノ情報ヲ其性質、特色ニ応シテ直ニ適當ナル機関
ニ配当伝達スルヲ要ス蓋シ如何ニ有利ナル情報ト雖之ヲ取
扱フ機関ニシテ其所ヲ得サレハ即チ価値ノ大半ヲ失墜スル
モノナレハナリ

第一百三十七 情報ハ有ラユル實際的方法ニ依リテ確認セラル

ルニアラサレハ輕挙ニ之ヲ真実ト判定スルコトアルヘカラ
ス就中情況上之力發生ヲ希望シ若ハ當然發生スヘキ推移ニ
在ルト予想セラルル事象ニ於テ特ニ然リトス

第一百三十八 情報ノ判定ニハ必ス確然タル基礎ヲ有セサルヘ
カラス若シ情報ノ錯綜ニ依リ數個ノ判定ヲ生スル場合ニ於
テハ其何レカ真実ニ近キヤ或ハ全然差等ナキヤヲ判定スヘ
シ而シテ明確ナル理由ヲ基調トスヘク決シテ徒ラニ自我ノ
主觀ニ捉ハルルカ如キコトアルヘカラススキ如キ場合ニ於
テ諜報勤務者ノ努ムヘキ所ハ寧ロ進ンテ新情報ヲ徵シ判定
ノ基礎ヲ求ムルニ在リトス

第一百三十九 想像ト執着トハ情報ノ判定上特ニ慎ムヘキ所ナ

リ将来ニ對スル予言ハ情報判定ノ目的ニアラス要ハ現在ニ
於ケル事實及對手ノ有スル企圖ヲ最モ迅速ニ知ルニ在リ而
シテ将来惹起スル事象ハ現在以後ノ情況ヲ基礎トシテ發展
スルモノナルコトヲ銘記スルヲ要ス就中戰時ニ於テハ何等
ノ前兆ヲ生セサル幾多偶發事ノ現出ニ依リ全般ノ情況ヲ左
右スルコトアルモノナルニ注意スヘシ

第一百四十 他機関ノ諜知セシ情報ニ閲シ自己ノ機関ヲ以テ真
偽ヲ確メ得タル際勉メテ速ニ之ヲ通報シ以テ情報審査ノ資
料ニ供スルヲ必要トス

第四節 情報ノ普及報告通報及諜報機関相互ノ連絡

第一百四十一 凡ソ情報時期ヲ失セス所要者ニ到達スルニアラ
サレハ無効ナルコト既述ノ如シ從テ蒐集查覈セラレタル情
報ハ適時普及セラレテ始メテ活用ノ域ニ入ルモノナルコト
ヲ銘記スヘシ

第一百四十二 情報ハ其性質ニ依リ緊急ヲ要スルノ度合ニ自ラ
差等アリ故ニ各級勤務者ハ能ク之ヲ判別シ通信連絡機関ノ
運用ヲ巧ニ調節シ重要ナルモノノ時宜ニ適シテ上級機関ノ
手ニ入ル如ク終始考慮ヲ廻ラヌヲ要ス重要ナル情報ヲ詳報
セン為時機ヲ失スル虞アルトキハ先ツ要旨ヲ報告シ次テ詳

報ノ処置ヲ收ルコト必要ナリ

第一百四十三 重要ナル情報ハ其系統ヲ追フテ之ヲ上級機関ニ報告スルト共ニ同一系統内或ハ所要ニ応シ系統外ノ諜報機

閥ニ通報スヘキモノトス

特ニ緊急ヲ要スル情報ニ在リテハ同時ニ直接中枢機関ニモ

報告スヘキコトアルニ注意スヘシ

第一百四十四 情報ハ之ヲ入手ノ都度所要機関ニ伝達スヘキモ

ノナリト雖連続シテ発生スル同種ノ事項ニシテ急ヲ要セサ
ルモノハ某時期ヲ画シ一括綜合シテ報告、通報スルヲ可ト

ス

第一百四十五 諜報勤務者ハ其直接使用セル通信員及諜者等ノ

配置派遣並之ニ与ヘタル任務等ニ関シ上級指導機関ニ報告

スルト共ニ要スレハ隣接機関ニ通報スヘキモノトス

第一百四十六 諜報勤務指導機関ハ要スレハ諜報關係報告ノ形

式、期日ヲ規定スル為報告例規ヲ作製シテ準拠ヲ与ヘ以テ

業務ノ簡捷ヲ図ルモノトス

第一百四十七 上級機関ハ其得タル情報ニ關シ適時之ヲ下級機

閥ニ通報シ尙特ニ求ムル所ヲ明ニシ以テ其勤務ニ対シ常ニ

新ナル準拠ヲ与ヘサルヘカラス斯ノ如クシテ上下互ニ相倚

リ相助ケ諜報勤務ノ実施愈々的正且円滑ナルヲ得ヘシ

第一百五十一 電報々告ハ緊要ナルモノニ限り且其字句ヲ簡潔

第一百四十八 外国ニ勤務スル諜報機関ハ我ニ不利ヲ來ササル
範圍ニ於テ駐劄國官憲並列國諜報機関ニ對シ我カ獲得セル
情報ヲ頒ツトキハ其交誼ニ親交ノ度ヲ加ヘ之力交換トシテ
時々有利ナル資料ヲ入手スルノ便ヲモ得ヘク其勤務遂行ニ
利スルコト尠カラス

第一百四十九 重要ナル情報ハ為シ得レハ數通ヲ作り數種ノ方
法ニ依リテ之ヲ送達スヘシ

取得セシ情報資料ニシテ諸種ノ關係上他ニ移送シ得サルモ
ノハ其事象正確ナル所在ヲ所要ノ機関ニ通報シ同機関自身
ノ活動ニ依リ該事象ヲ明ナラシムルノ資料ヲ与フルモノト
ス其性質上自ラ価値ヲ判定シ得サル資料ハ勤務系統ノ如何
ヲ問ハス直チニ關係者ニ通報スルコトヲ怠ルヘカラス

第一百五十 報告ノ記述ハ之ヲ簡潔明瞭ナラシメ受報者ヲシテ
快感ヲ以テ閲読セシムル如クスルノ著意ヲ要スニ諜者ヨ

リ得タルモノヲ其偶玉石混淆羅列シテ記述スルカ如キハ適
当ナラス須ラク取捨ヲ適切ニシテ簡明ナラシムヘシ又情況

ヲ明瞭ナラシムル為ニ屢々要圖ヲ用フルノ適當ナルニ著意
スルヲ要ス又報告ノ標題ノ如キモ事項ノ内容ヲ総括のニ標
示スル如キ字句ヲ選択スヘシ

ニシ以テ通信ノ敏活ト経費ノ節約トヲ図ルヲ要ス而シテ電報々告ハ所要ニ応シ直チニ筆記報々告ニ依リテ其不備ヲ補フコトヲ怠ルヘカラス然レトモ之力為我電信暗号解読ノ端緒ヲ与フル虞アルニ注意シ適宜ノ予防手段ヲ講スルコト最モ切要ナリ特ニ戰時ニ於テ然リトス

第一百五十二 通信連絡ノ手段ニ關シテハ前記第三章第二節二ノ部所載事項ヲ適用スヘシ其他報告通報ノ一般原則ハ諜報勤務ニ於テモ亦之ヲ適用スヘキモノトス

第一百五十三 各級諜報機関上下左右ノ連絡ハ何時之ヲ断絶セラルヤモ計リ難シ故ニ予メ此場合ニ相互ニ応スヘキ処置ヲ考慮シ所要ノ準備ヲ整ヘ置クコト必要ナリ之力為各種通信手段ヲ複用シ得ル如ク研究ヲ尽シ置クヲ要ス

第四章 諜報勤務者ノ自衛

第一百五十四 諜報勤務ハ通常對手國ノ欲セサル所ヲ探求セントルモノナルヲ以テ其行動ハ各種ノ手段ヲ以テ妨碍セラルモノナリ特ニ具秘密事項ヲ諜知セントスル場合ニ於テハ当然生死ノ境ヲ往復スルノ必要ヲ生スルコトアリ故ニ此勤務ニ從事スル者ハ最モ周到ナル用意ヲ以テ自衛ノ処置ヲ

旧陸軍參謀本部の「諜報宣伝勤務指針」について（飯田）

講シ勤務遂行ノ安全ヲ期スヘシ若シ万一不注意ニシテ勤務ノ機密暴露スルコトアランカ危害ハ自己ノ一身ニ止マラス僚友ノ心血ヲ徒爾ナラシメ遂ニ或ハ國交ニ累ヲ及ホシ國家ノ不利ヲ來スコトアルヲ肝銘セサルヘカラス

第一百五十五 自衛ノ方法トシテハ諜報勤務ニ關スル自己ノ身分及行動ヲ秘匿防護スヘキ諸般ノ処置ヲ講スルト共ニ進ンテ自己身辺ニ關スル對手ノ觀察ヲ欺騙スヘキ宣伝手段ニ出ツルニ在リ而シテ其何レノ方法ニ就テモ對手国情ヲ的確ニ詳知スルハ最モ繫要ナル要件ナリ

第一百五十六 諜報勤務者ハ之ヲ防衛スヘキ方法ニ關シ一般知識ヲ有スヘキハ勿論駐在國及諜報勤務ノ對手國ニ於ケル取締法ニ就テ詳細ノ研究ヲ遂ケ其裏ヲ潛行シ或ハ之ヲ逆用シ以テ自衛ノ目的ヲ達スルト共ニ勤務ノ遂行ヲ完全ニスルヲ要ス対諜報防衛ニ就テハ第六章ニ之ヲ説述ス

第一百五十七 身分及行動ヲ如何ナル程度ニ秘スヘキヤハ一二勤務者ノ表示スル地位職務ニ關ス公然諜報勤務ニ關スル者ニ在リテハ其裏面ニ於テ隱密ナル行動ニ出ツルヲ要スル場合多キヲ以テ一層深甚ノ戒心ヲ加フルニアラサレハ其害ノ及フ所更ニ甚大ナルモノアルコトニ留意スヘシ

第一百五十八 身分ヲ秘匿欺騙セル勤務者ノ住宅、服装、所持品、金錢ノ費消等ハ其公示セル身分、職業ニ調和セシムルコト最モ必要ナリ

服装、使用品等其自称スル国民ノ風習ト照應セス或ハ偽名ヲ使用シツツ衣類ノ符号、携帶品ノ氏名略字等二本名ヲ表ハシ或ハ質素ナル旅館ニ滞在シテ收入ノ途不明ナル多額ノ金錢ヲ受領スル等ハ最モ陥り易キ誤ナリ
全然国籍ヲモ欺騙スル場合ニ於テハ其国民性、風俗、習慣、方言、俗語ノ末ニ至ルマテ微細ニ注意シ陰陽表裏共ニ一点ノ間隙ナキヲ期スヘシ

第一百五十九 謀報勤務者ハ故ラニ其欲スル事物ノ観察ヲ他人ノ注意ヲ惹カサル如ク実施シ必要ナキ限り談論ヲ避け拳措進退ヲ平静ニシテ秘密保持ヲ確実ナラシムヘク酩酊シテ不用意ノ言動ヲ發スルカ如キコトヲ慎ミ旅行、訪問等ニ際シ成ルヘク直接ノ行動ヲ避け事件発生ニ際シテ特ニ通信就中電報ノ激増ヲ戒ムル等其行動ヲシテ公表セル身分、職業ト対比シテ何等特異ノ景況アラシメサルヲ要ス
第一百六十 証跡ノ湮滅ハ行動秘匿ノ一要件タリ即チ紙屑籠ニ投入セル記録、証書、通信其他草稿類ヲ焼却シ男女類種ノ偽名ヲ準備シ筆跡ヲ多様ニ区別シ得ル如クシ印字機封筒用

紙等モ之ヲ數種準備スル等ノ必要アリ然レトモ其拙劣ナル筆跡変更婢僕等ノ者モ惹キ易キ同一方法ノ書類焼却等ハ却テ対手ノ注意ヲ誘引スルノ害アルモノナルコト大ニ注意スヘシ

第一百六十一 謀報勤務者ノ身分行動等ヲ秘匿スル為故ラニ虚報ヲ宣伝シテ周囲ヲ欺瞞シ或ハ対手ノ注意ヲ他ニ牽制スルヲ可トスルコトアリ然レトモ欺騙手段ハ一時効果ヲ奏スルモ其永続シハシキモノナルコトヲ考慮シ之ヲ濫用スルコトアルヘカラス

第一百六十二 金錢ノ出納、特ニ使用スル貨幣、銀行トノ取引、記録類ニ使用セル數字符号、通信旅行等ニ関シテハ万一千嫌疑ヲ受ケタル場合ニ於テモ理路井然タル弁明ヲ貫徹シ得ル如ク細密ノ準備ヲ為シ置クコト必要ナリ

謡報勤務者ハ自己ニ對スル追跡ヲ認識セシ場合ニ於テモ決シテ過度ニ退去準備ヲ急クヘカラス又万一抑留ノ危ニ会スル際ニハ極メテ冷静沈著ニシテ狼狽ノ態ナク且前問及之ニ對シテ為シタル答解ヲ記憶シ前後ノ撞著アルヘカラス
対手ハ往々誘惑若ハ強迫ノ手段ニ出ツヘシト雖之ニ応スルハ却テ全般ノ破滅ヲ來スヘキヨ銘記スヘシ又勤務者ニ対スル同情者ノ如ク装ヒクル者ヲ同居セシメ拘禁中且ハ身辺ヲ

偵察スル如キコトアルニ注意スヘシ

第一百六十三 諜報勤務者特ニ諜者ハ必要ニ応シ変装若ハ仮扮

スルコトアリ此際ニハ左ノ諸件ニ注意スヘシ

一 自己ノ通セサル職業若ハ地位ノ人物ニ仮扮スルハ成ル

ヘク之ヲ避クルヲ要ス要スル場合ニハ其職業、地位ニ応

スル多少ノ知識ヲ養成シ携行物、手記等之ニ相応スル体

ニ作為スルヲ要ス

二 変装ニ方リテハ聲音、習癖、歩様等ノ外觀及後方ヨリ

見タル姿容ニ至ル迄一貫シテ変態セシメサルヘカラス

三 未知ノ土地ニ到リ其地方人ヲ装フニハ多少ノ技術ヲ要

ス帽子、靴、襟飾ノ如キハ滯在他ノモノノ使用シ其態度

ニ於テモ土地ノ風習ヲ学フヘキコト勿論ナリトス

第一百六十四 諜報勤務者ハ情況之ヲ許ス限り積極的ニ逆諜報

ヲ行ヒ自己ノ手先ヲ对手ノ憲兵、警察其他ノ諜報機關中ニ

入レ或ハ憲兵、警察、探偵等ノ要人ヲ買収シ以テ自己ニ対

スル官憲ノ嫌疑、探究ノ景況ヲ察知シ对手ノ企図ヲ機ヲ失

セス予報セシムル如ク措置スル必要アリ

自己ニ対シ对手國ヨリ附セサル尾行者ノ情況ヲ探し又ハ暴

漢ニ対スル直接保護ノ為諜報勤務者自ラ尾行スルコトアリ

無線放送取締機関

旧陸軍參謀本部の「諜報宣伝勤務指針」について（飯田）

第五章 対諜報防衛

第一百六十五 平戦両時ヲ通シ諜報勤務者ノ活躍ニ対シ之ヲ防

衛シテ其目的ヲ達セシメサルハ國家必須ノ施設ナリ而シテ

対諜報防衛ノ要領ヲ知悉スルハ諜報勤務ヲ十分ニ遂行スル

為ニ緊要欠クヘカラサルコトニ属スルノミナラス諜報機関

トシテ其本然ノ任務以外ニ敵ノ諜報勤務防衛ニ關スル一部

ノ任務ヲ担当スル場合ニ於テモ必要ナリ

戰時ニ於ケル対諜報防衛ハ單ニ敵國並其同盟國ヲ対象トス

ルノミナラス此等情報交換ノ虞アル第三國ノ諜報勤務組織

ニ対シテモ之ニ準シテ注意スヘキモノトス

第一百六十六 対諜報防衛機関ハ之ヲ全國的ニ統一シ敵國諜報

機關ヲシテ活動ノ余地ナカラシムルヲ要ス

対諜報防衛機関トシテ主要ナルモノハ次ノ如シ

一般警察及軍事警察

新聞其他刊行物檢閱機関

郵便、電信等通信檢閱取締機関

旅券、出、入國及在留外国人取締機関

戦時情報統一機関設置ノ場合ニ於テハ同機関ハ対諜報防衛勤務ニ関シテモ全般ノ統制並一部ノ実施ニ任スヘキモノトス

戰時大本營陸軍情報部ハ陸軍ニ関係アル対諜報防衛ノ企画ニ任シ且部内ニ於ケル同勤務実施全般ノ統制並部外トノ連絡ニ当ルモノトス

第百六十七 対諜報防衛ハ國民上下一般ニ自衛ノ念ヲ深カラシメ敵諜報機關ノ乗スヘキ余地ナカラシムルヲ第一義ト為ス即チ國民一般ニ愛國ノ熱情ニ基ク警戒心ヲ喚起シ特ニ戰時ニ方リテハ其敵愾心ヲ旺盛ニシ官憲ノ嚴密ナル取締ニ協力シテ寸隙ヲモ存セサル如クセサルヘカラス之カ為刊行物、活動寫真、無線放送其他ノ方法ヲ以テ汎ク敵國諜報勤務ノ情況ヲ了得セシムル等特ニ此目的ヲ以テスル宣伝ノ要アリ

第百六十八 平時両時特ニ戰時ニ於テハ敵國ハ間断ナク有ルユル手段方法ヲ尽シテ我ニ閥スル情報ヲ蒐集セントシ國民ハ自視シ得サル敵ノ包囲中ニ在ル覺悟アルヲ要ス而シテ一見何等ノ価値ナキ紙片隻語ト雖之ヲ敵手ニ委スルトキハ重大ナル価値ヲ現ハスコトナシトセス故ニ秘密保持ノ消極的最良方法ハ緘默ヲ守ルニ在リ
対諜報防衛勤務上管轄ヲ異ニスル両地方ノ境界ハ対手ノ好

ンテ乗セントスル所ナルニ注意スヘシ
第百六十九 軍人及国防ニ関係アルモノハ口頭若ハ文書ヲ以テ軍事其他国防ニ閥スル事項ヲ漏洩スルヲ厳禁ス而シテ縋ヒ其肉身者ニ対スル場合ト雖亦然リ

一般ニ公衆ノ集マレル場所（汽車、電車内、茶店、料理店、劇場等）ニ於テ苟クモ敵國ニ知ラシムヘカラサル事項ハ絶対ニ之ヲ発言スヘカラス

第百七十 平戰両時ヲ通シ一國ノ機密保護間諜行為取締ニ関シテハ各々法律ノ制定セラルモノアルヲ通常トシ間諜行為ニ對シテハ重罪ヲ以テ之ヲ罰スル如ク規定シアリ其他対諜報防衛ノ目的ヲ以テ制定セラルヘキ規則類ヲ列記セハ次ノ如シ

- 一 通信、無線放送、公表禁止事項ノ規定
- 二 新聞其他刊行物ニ閥スル規定
- 三 敵国人ノ退去、抑留外人取締規定
- 四 旅券、官印偽造ニ閥スル規定
- 五 私人暗号外国語電報取扱規定
- 六 無線電信使用取締規定
- 七 交通機關ノ取締規定
- 八 伝書鳩ニ閥スル規定

九 特種「インキ」使用禁止ニ閑スル規定
十 隠謀取締規定

十一 軍機漏洩取締規定
十二 作戦行動ノ準備時機ニ於ケル人民ノ交通制限
十三 在敵国俘虜宛書信ノ検閲
十四 航空機ノ行動ニ閑スル規定

第一百七十一 対諜報防衛ニ任スル諸機関ハ近時ニ於ケル諜報勤務ノ実施ニ關シ詳細ナル知識ヲ必要トシ特ニ対手國諜報網ノ組織ヲ探究シ且諜報勤務上ノ企図ヲ諜知スルハ防衛上ノ第一義ニテ取締上最モ必要ナリ而シテ其方法ハ種々アルヘシト雖要人間ノ交通、通信ノ景況行動等ヲ注意観察スルコトハ有力ナル一方法ナリトス

第一百七十二 諜報勤務ニ於テ科学ノ應用近時愈々巧妙ナルニ対応シ之力取締ノ為ニモ其必要益々大ナリ今其主要ナルモノヲ擧クレハ次ノ如シ

一 暗号解読 対手國諜報機関ノ間ニ使用セラルル各種ノ暗号電報ヲ解読シ以テ通信取締ニ資スルモノナリ
二 写真術ノ應用 要注意人物及其周囲ノ者ノ人相行動ヲ写真ニ撮影シ探偵ノ資料ニ供スルモノナリ
三 特種「インキ」封印等ノ対策 特種「インキ」ニ閑ス

旧陸軍参謀本部の「諜報宣伝勤務指針」について（飯田）

ル研究及封筒封印等ノ隠密開封若ハ封内透視等ノ為ノ科學的手段研究ヲ深厚ニス
四 無線電信ノ窃聴 対手國ノ諜報勤務ニ無線ヲ利用スル場合ニ於テハ之カ窃聴施設ハ必須ノ要件ナリ

五百七十三 要注意人物ヲ発見シタル場合其行動ノ探偵尾行ハ取締上最モ必要トスル所ニシテ之力為ニハ當該国人ノ性情、風俗習慣ヲ知悉スルノミナラス諜報勤務者ノ秘密通信法、自衛法等ニ通曉シ常ニ対手ニ一步ヲ先ンスル如ク行動スルヲ要ス

要注意人物ニ就テ其行動特ニ通信、交際關係ニ細心注意スルトキハ対手國ノ通信系統並其手段、資金出入ノ経路、連累者等發見ノ端緒ヲ得ルコト少カラズ

五百七十四 国境出入口ノ検査ニ方リテハ單ニ旅券ノ検閲等一片ノ形式ニ止ムルコトナク苟クモ諜者ノ疑アル者ニ対シテハ最モ嚴重ナル身體検査ヲ励行スルヲ要ス而シテ其実施法ニ閑シテハ時ノ情況ニ応シ中央統制機関ニ於テモ機ヲ失セス所要ノ指示ヲ与フヘキモノトス

五百七十五 公然ノ要職ヲ帶シ其实諜報勤務ニ從事スル者ニ對シテハ優遇ヲ名トシテ故ニ要点以外ノ觀察若ハ視察ニ誘導シ其行動ヲシテ意ノ如クナラシメサルモ亦一種ノ防衛

手段ナリ

ヲ形成ス

第二編 宣伝及謀略勤務

総則

第一 平戦両時ノ何レヲ問ハス内外各方面ニ対シ我ニ有利ナル形勢、霧囲氣ヲ釀生セシムル目的ヲ以テ特ニ対手ヲ感動

セシムヘキ方法手段ニ依リ適切ナル時期ヲ選ヒテ某事実ヲ所要ノ範囲ニ宣伝布スルヲ宣伝ト称シ之ニ閑スル諸準備、

計画及実施ニ任スル勤務ヲ宣伝勤務ト云フ
第二 間接或ハ直接ニ敵ノ戦争指導及作戦行動ノ遂行ヲ妨害スル目的ヲ以テ公然ノ戦闘員若ハ戦闘団隊以外ノ者ヲ使用シテ行フ破壊行為若ハ政治、思想、経済等ノ陰謀並此等ノ指導、教唆ニ閑スル行為ヲ謀略ト称シ之カ為ノ準備、計画及実施ニ任スル勤務ヲ謀略勤務ト云フ

第三 戰争ノ勝敗ハ單純ナル武力ノ行使ノミヲ以テ能ク決スル所ニアラス政治、経済及思想等一国武力ノ根源タルヘキ事項ノ消長ニ閑スル所亦甚大ナリ宣伝及謀略ハ實ニ此根源ヲ其対象トスル一種ノ戦争手段ニシテ戰ハ勿論平時ニ於テモ戰争及其準備ノ遂行上重要欠クヘカラサル一大要素

第四 宣伝、謀略ニハ一定ノ主義方針ヲ確立シ堅確ナル信念ヲ以テ之ヲ貫徹スルヲ要ス故ニ之カ計画、実施ハ國家全般ノ為統一セル組織ニ依リテ之ヲ処理スヘキナリ而シテ平時ニ於テ既ニ其素地ヲ構成シ所要ノ準備ヲ整フルニアラサレハ戰時遽カニ実効ヲ収メントスルコト最モ困難ナルニ留意スルヲ要ス

宣伝、謀略上ノ主義方針ハ此種勤務系統ノ末梢ニ至ルマテ徹底シ各々其職責範囲ニ於テ之ヲ基調トシテ活躍シ得シムルコト必要ナリ

第五 宣伝ニハ対手ニ行フ宣伝ノ対抗スルアリ謀略ニ於テモ亦然リ斯ノ如クシテ宣伝及謀略ハ無形無声ノ一大鬭争ヲ演出スルモノニシテ其範囲ハ有形ノ武力ヲ以テスル交戦地帯ニ比シ遙カニ広汎ニ、其作用ハ隱微ニシテ且深刻ナリ從テ之ニ閑スル施設及勤務実行上ノ努力モ亦共ニ其威力ニ応スルノ用意ナカルヘカラス

第六 宣伝及謀略ハ多衆心理ノ操縦ヲ主眼トス從テ其準備、計画ハ最モ用意周到、組織緊密ニシテ人心趨向ノ機微ニ触れ且時ト所ト対象物トノ如何ニ応シテ変転自在ノ妙ヲ尽シ正奇両道ノ活用最モ機宜ニ適セサルヘカラス

第七 対象国ノ内情ニ関スル研究ノ徹底的ナルハ宣伝、謀略勤務ノ為ノ最大要素ナリ從テ宣伝及謀略勤務ト諜報勤務トハ密接不可分ノ關係ニ在リ

宣伝及謀略ヲ行フヘキ時機、方法、方面、目標等ノ決定ニ關シ精細ナル根拠ヲ得ントセハ所要ノ方面ニ対シ特ニ之力為ノ専用諜報機関ヲ配置シ絶エス之ニ関スル情報ヲ蒐集シ之ニ基キ深刻ナル計画ヲ進ムルノ必要アリ

第八 宣伝ト謀略トハ密接ナル關係アリ即チ両者ハ同一目的ニ向ヒ相並行シテ実施セラルルノミナラス彼此互ニ相助ケ相補ヒ以テ其効果ヲ増大セシムヘキモノナリ故ニ此等勤務ノ計画及実施ハ最モ緊密ナル連繫ノ下ニ遂行シ其進展ヲ円滑ナラシムヘキモノトス

第九 戰時ニ在リテ実施スル宣伝及謀略ハ作戦ノ推移ト密接ナル關係ヲ有ス故ニ常ニ作戦方面ト緊密ナル連繫ヲ保持シ宣伝及謀略実施ノ時機、方法、範囲等ノ選定ヲ機宜ニ適合セシムルヲ必要トス特ニ作戦地ニ密接シテ実施スル宣伝及謀略ハ當該方面作戦軍ノ行動ニ対シ完全ナル協調ヲ保タサルヘカラス

第十 宣伝及謀略ハ共ニ人心ノ機微ニ触接シ且臨機応変ノ処置ヲ必要トス從テ此等勤務ニ任スル大小機関ノ能力、素質

旧陸軍参謀本部の「諜報宣伝勤務指針」について（飯田）

ノ如何ハ其効果ニ影響スルコト極メテ重大ナリ故ニ人材ノ選定ニ特ニ注意シ且平時ヨリ此種勤務ニ充当スヘキ要員ノ簡拔、養成ニ留意スルヲ要ス

第十一 宣伝ハ其業務ノ性質上対諜報防衛勤務就中検閱業ト時ニ撞ヲ來スコトナシトセス故ニ此両勤ハ密接ナル連繫ヲ保持シ得ル如ク勤務ノ系統ヲ組織シ且実施ヲ統制シ以テ相互ニ業務ノ円滑ナル進歩ヲ図ラサルヘカラス

第十二 宣伝及謀略ニ任スル大小各級機関相互ノ通信連絡及当事者ノ行動、自衛等ニ関シテハ第一編諜報勤務ノ部ヲ参考スヘシ而シテ宣伝特ニ謀略ニ任スル当事者ノ身辺ハ諜報専任者ニ比シ更ニ一層危險ノ大ナルコトヲ覚悟スルヲ要ス

第十三 宣伝及謀略ノ実施ニハ大ナル経費支出ノ伴フコトヲ予期セサルヘカラス故ニ予メ之力準備ヲ豊富ニシ其運用ニ方リテハ善ク事ノ輕重ヲ判別シ其緊急ノ重要ナルモノニ対シテ敢然十分ナル用費ヲ惜マス且ハ一方不時ノ支出ヲ顧慮シ常ニ所要ノ予備ヲ用意スルコト肝要ナリ

第一章 宣伝及謀略機関ノ組織及配置
(第一編第一第二章参照)

第十四 戰時国家ノ宣伝及謀略勤務ヲ統制セシムル為中央ニ

統一機関ヲ設置スルヲ最モ適當ナリトス特に大規模ナル宣伝ヲ實施スヘキ情勢ニ在リテハ民間言論機関ノ有力ナルモノヲ此種中央機関ノ組織内ニ編入スルコト必要ニシテ時ニハ之ヲ実行ノ主体トシテ利用スルコトモアルモノトス

此種機関ノ編成セラレタル場合ニ於テハ大本營陸軍部ハ所要ノ職員ヲ之ニ編入シテ業務ノ連繫ヲ緊密ニシ且心要ニ応シ其關係業務ヲ區別スヘキモノトス

第十五 作戦地方及軍隊ニ對スル宣伝ノ計画実施ハ大本營若ハ野戰軍ノ統轄及実施ニ依ル

戰時大本營陸軍情報部ハ陸軍ノ担任スル宣伝及謀略ノ中央統制ニ任ス而シテ各地ニ配置スル大本營直轄情報勤務機関ハ同時ニ宣伝及謀略ノ指導ニ任スルヲ通常トス

第十六 勤務系統ノ端末ニ在リテ直接宣伝及謀略ノ實行ニ從事スヘキ諸機関ハ成ルヘク独立シテ其勤務ニ専任セシムルヲ可トスト雖已ムヲ得サレハ其業務ノ性質ニ応シ或ハ當該方面ノ諜報機關ノ兼任トスルカ或ハ其指導ノ下ニ行動スル如クセラルヘキモノトス謀略ノ實行ニ任スル特別任務ノ部隊（馬賊團ノ如シ）ハ其編成ノ大、小活動地域、通信連絡ノ適否等ヲ考慮シ夫々其指導機關トノ系統ヲ律スヘキモノトス

第十七 宣伝及謀略ノ實施ニハ對手國國語ノ知識ハ絶対ニ必要ナリ又對手國若ハ地方ノ風俗、習慣、歴史、宗教ヲ熟知シ之ニ適合スル如クスルニアラサレハ効果少シ故ニ此等ニ闕スル調査研究ヲ予メ詳細ニスルハ勿論実施機関内ニ當該国情ニ通曉シ其言語ニ堪能ナル者ヲ編入スルノミナラス為シ得レハ當該國國民若ハ地方民中適任ノ者ヲ我力機關ノ手先トシテ使用スルヲ必要トスルコトアリ

第十八 宣伝及謀略ニハ対象國民或ハ同地方民ヲシテ表面上直接第一線ニ立タシムルヲ得ハ最モ有利ナリ之力為民族、政治、思想的關係等ニ基ク不平分子其他所要ノ素質ヲ具備スル者ヲ求メテ之ト連絡シ自ラハ裏面ニ在リテ此等ヲ操縦シ且所要資料ヲ供給シテ其活動ヲ我力意ノ如クナラシムルヲ可トス

第十九 宣伝及謀略ノ實行ニ任スル機関配置ノ要旨ハ第一編第一章諜報機關配置ノ要領ニ準シ專ラ其目的達成ニ必要ナル時機ト場所トヲ選フヘキモノナリト雖卒急ナル施設ハ通常其効果少キノミナラス却テ敵ニ乗スヘキ口実ヲ与フルカ如キ弊害アルヲ以テ平時ヨリ十分ノ研究ヲ遂ケ隱密裡ニ連絡ヲ保持シテ必要ニ応シ直チニ所要ノ活動ヲ開始シ得ル如ク常ニ準備ヲ整ヘ置クヲ要ス

第二章 宣伝ノ実施

第一節 一般ノ要領

第二十 宣伝ハ當面ノ情勢ニ応シ目標、範囲、時期材料及手段ヲ適當ニ選スルヲ以テ第一ノ要件トス

第二十一 宣伝ノ目標及其範囲ハ宣伝ノ目的ニ応シ自ラ限定セラルヘシト雖要ハ直接利害ノ影響最モ鋭敏且強烈ナル部分ニ向テ指セラルヘキモノナリスト然レトモ間接ノ方面ニ対シ同時或ハ時期ヲ異ニシテ行フ宣伝モ効果ヲ揚クル為ノ補助手段トシテ有力ナルコトヲ忘ルヘカラス

第二十二 宣伝ハ選定セル重點ニ向テ主力ヲ傾注スルヲ必要トス而シテ同時ニ一目標ニ對シ數多方面ヨリ各種ノ宣伝ヲ指向スル場合ニ於テハ其間ニ於ケル相互ノ連繫ヲ密ニシ互ニ相助ケ相補フ如ク成ルヘク之ヲ統一シ決シテ彼此撞著シ或ハ相妨害スルカ如キコトハアルヘカラス

第二十三 同一目的ニ關シ宣伝ヲ指向スヘキ目標數多アル場合ニ於テ各方面同時ニ開始スルトキハ短少ナル時間ニ効果ヲ収メ得ルノ利アリト雖時トシテ其威力ノ不足ヲ來スノ害アリ為ニ一目標宛各個逐次ニ宣伝ヲ指向スルヲ要スルコト少カラス特ニ某方面ニ於テ著シキ弱点ヲ形成シアルヲ發見シ得タル場合ニ於テ然リトス

第二十四 宣伝ハ時機ニ投合セサレハ其効果ノ大半ヲ失墜スルモノナリ故ニ宣伝ヲ施スル時機ヲ周到ナル用意ヲ以テ選定スルト共ニ題材、播布方法等悉ク之ニ一致セシムルヲ要ス

第二十五 宣伝ハ人心ノ平靜ナル場合ニ之ヲ行フモ効果少シ即チ疑惑、興奮、煩悶等ニ依リ動搖セル心理ヲ利用スルコト最モ必要ナリ

対敵宣伝ノ最モ効果アル時機ハ敵國ノ情勢不利ニシテ其討論ノ不統一ナル場合ニ在リ故ニ一方戦争ノ指導、謀略ノ行使ニ依リテ敵國及敵軍ノ情況ヲ不利ニ導キ其士氣ヲ沮喪セシメ一般ノ動搖ヲ誘起シ此機ヲ逸セス宣伝ヲ以テ其動搖セル精神ヲ愈々攪乱スルコト必要ナリ

第二十六 宣伝ハ對手ノ意表ニ出ツルコト多キニ從ヒ交感益々大ナリ之力為宣伝材料、手段ノ選定ハ勿論時機、方面、目標ノ決定上ニモ常ニ此趣旨ヲ考慮シ對手ヲシテ対策ヲ講スル余裕ナカラシムルヲ必要トス

第二十七 一時的ニシテ不確実ナル宣伝ハ効果少ク却テ対手ノ逆用スル所トナルノ弊アリ故ニ一定ノ目標ニ對シ所要ノ期間之ヲ反復シテ遂ニ對手ヲシテ信ヲ之ニ措ク如クナラシムルニ至ルマテ徹底セシムルヲ要ス

第二十八 宣伝ニハ抽象的ニシテ対手トノ関係間接的ナル手段ハ効果薄弱ナリ故ニ対手ニ直接利害關係ノ切実ナルモノニ就テ具体的事実ヲ捕捉シ之ヲ以テ其交感ヲ強ナラシムルヲ要ス

第二十九 宣伝ノ材料、手段選択ニ方リテハ常ニ対手ノ心理ニ反応スル交感如何ニ注意シ且臨機應変適宜ニ転換更新ニ對手ヲシテ知ラス識ラスノ間之ヲ感受セシムルヲ要ス

第三十 宣伝ハ常ニ攻勢的ナルヲ要ス然レトモ対手ノ実施セル宣伝ノ逆用モ亦最モ必要ニシテ且効果大ナリ而シテ其实施ハ十分之ヲ積極的ニシ対手ノ宣伝ヲ圧倒スルノ威力アルヲ要ス

第三十一 宣伝ノ最モ有効ナルハ眞実ヲ伝フルニ在リ縱令事実真ナラストスルモ対手ヲシテ其真実ヲ信セシメサレハ効ナシ之力為ニハ宣伝ノ趣旨終始一貫寸毫ノ矛盾アルヘカラス若シ宣伝ニシテ矛盾アルハ其最モ拙劣ナルモノニシテ全ク有害無益ナルコトヲ銘肝スヘシ

第三十二 宣伝ニハ為シ得レハ實際ノ行動、事實ノ生起等眞体的現象ヲ以テ之ヲ支援スルヲ必要トス即チ此種事實ノ實現ニ依リ宣伝ノ効果ヲシテ一層直截深刻ナラシムルヲ得ヘシ

第二節 宣伝ノ材料、手段

一 要 則

第三十三 宣伝ノ材料、手段ハ宣伝ノ目的、目標、時期ノ如何ニ依リテ直接宣伝ノ趣旨ヲ明ニスルモノ或ハ宣伝ノ實質ヲ明ニセス間接ニ目的ヲ達セントスルモノヲ選フヘン而シテ宣伝ノ目的広汎ニ其目標トスル所亦普遍的ニシテ且急激ノ奏功ヲ望マス徐口ニ堅確ナル進展ヲ期スル場合ニ於テハ寧口後者ヲ選フヲ適當トスト雖戰時對敵宣伝ノ如ク一定ノ目的、目標、時期ヲ局限セラル場合ニ在リテハ主トシテ前者ニ依ルヲ普通トス

第三十四 宣伝ハ其目的トスル事項ニ応シ時ニ一般ノ理性ニ訴ヘ或ハ感情ヲ利用スルヲ要ス宣伝ニ使用スヘキ材料手段ノ選択ニ方リテモ專ラ此本旨ヲ考慮スヘキモノトス理性ニ訴フル宣伝ハ其作用深刻ナリト雖急速ノ奏功ヲ期シ難ク感情ヲ利用スルモノハ直接ノ効果大ナレトモ持続性少キノ不利アリ然レトモ宣伝ノ本質上一般ニ後者ニ依ルヲ利トスルコト多シ

第三十五 宣伝ハ其材料、手段ノ如何ヲ問ハス人ノ心裡ニ深刻ナル印象ヲ与フモノナルヲ要ス而シテ單調、直感的ノ方法ヲ反復シテ此目的ヲ達スヘキヤ或ハ之ニ反シ幽遠深長ナシ

ル意義ヲ包藏スル手段ヲ選フヘキヤハ一二當時ノ情況就中
対手ノ素質理解ノ度ニ依リ異ルモノトス

第三十六 直接ノ宣伝ヲ目的トスル文句ノ記述ハ冗長ナルモ
ノヨリハ寸鉄ヲ刺スカ如キ直截的ナルモノヲ適當ナリトス
殊ニ短少ノ時日ニ卒急ニ目的ヲ達セントスル情況ニ於テ然
リトス

第三十七 宣伝又ハ其対象タル當該國語ヲ以テ記述スルヲ要
ス又為シ得ル限り當該國人ヲシテ之ヲ作成セシムルヲ可ト
ス蓋シ人心ノ機微ニ触レ其感情ヲ唆ルカ如キ字句ハ他国人
ニ於テ之カ記述到底至難ナルヲ以テナリ

第三十八 多衆ヲ対象トスヘキ宣伝ニ在リテハ無学者ニモ尚
能ク徹底セシムルノ用意ヲ以テ材料手段ヲ選定スヘシ從テ
其宣伝用語ハ平易ニテ簡単明瞭ナルヲ要シ写真絵画等ヲ併
用シ得ハ最モ可ナリ

第三十九 一國ノ政治的組織ヨリ國民ノ実生活ニ至ルマテ精
細ニ探求スルトキハ必スヤ乗スヘキ欠陥ノ存スルアリ且為
政者ノ公表ヲ望マサル事実アリ此等ハ宣伝ノ為利得スヘキ
要目ニシテ例ヘハ左ノ如シ

國体、政治組織ノ弱点
政治當局ト軍部トノ反感

旧陸軍參謀本部の「諜報宣伝勤務指針」について（飯田）

民族間ノ軋轢
階級上下ノ反目

宗教ノ異同

生活難及就職難其他國內ノ不隱、不安事項
戰爭終局ノ目的ニ對スル疑惑

出征者家族ノ窮状

國內ニ於ケル戰時利得者ノ安逸狀態ト戰場ニ於ケル慘苦
トノ対比

敵同盟國或ハ同盟軍ノ弱点其他相互猜疑ノ念ヲ起サシム
ヘキ事實

敵軍内他正面ノ不利ナル戰況住民ノ暴動、軍人ノ反抗若
ハ投降者增加ノ景況

第四十 敵ニ対シ我カ優越セル事態ヲ闡明スルハ敵國民敵軍
ヲシテ我ニ対スル抗争意志及敵懲心ヲ滅却セシムヘキ宣伝
上ノ方法ニシテ選定スヘキ要項例ヘハ左ノ如シ

戰爭持久ノ為我國力ノ充実セルコト
我軍ノ優勢ナル實質、實力

我國民結束ノ鞏固、志氣ノ旺盛ナルコト

我戰爭目的ノ飽クマテ正義ニ則リ人道ヲ基トスルコト
戰爭ハ敵國國策若ハ其某一派ヲ對象トスルモ敵國民ヲ目

（四八一）一三五

標トセサル事実

敵俘虜、投降人ニ対スル我力優遇ノ事実

我同盟國或ハ同盟軍ノ強覇ナル結合

第四十一 同一宣伝ノ為使用スル材料、手段ハ成ルヘク多数ニ之ヲ選ヒ各目標ノ種類ニ応シ之ヲ接配スヘシ然レトモ若シ其間相互ニ矛盾撞著アルトキハ却テ宣伝ノ効果ヲ薄弱ナラシムルヲ以テ能ク之ヲ統一整理シ一途ノ目的ニ向テ集中スル如クスルヲ要ス

第四十二 婦女子及児童ニ対スル宣伝ノ感響ハ其銳敏ノ度常大ナルモノナリ而シテ此等ニ対スル宣伝ハ主トシテ其感情ヲ利用スヘキモノナルコトニ留意スヘシ尚宣伝中ニ婦女子及児童ニ関スル事実ヲ包含セシムルトキハ一般ニ対スル感動ヲ強調スルモノナルヲ以テ之カ適用亦輕視スカラス

第四十三 戰時各種交通機関特ニ通信、鉄道等ノ從業員ニ対スル宣伝ハ其効果至大ニシテ実施比較的容易ナリ

一般ニ後方勤務員兵站部隊等戰線ヨリ遠隔ニシテ對敵觀念淺弱ナルニ從ヒ宣伝ノ實施堅易ナルコトニ留意スヘシ

第四十四 国民的誇負、民族的伝統、宗教的信仰等ハ多衆ノ情緒ヲ動カス威力最モ大ナルヲ以テ攻防両面共ニ宣伝上之ヲ利用スルコト肝要ナリ從テ思想家、教育家、宗教伝道師

等ハ宣伝実施上有力ナル地位ニ在ルモノトス
第四十五 宣伝ノ材料及内容如何ニ整フモ之ヲ配布送達スヘキ手段ニシテ当ヲ得サレハ其効力ヲ減殺スルコト多シ而シテ其手段ハ時ノ情況ニ応シ多種多様ナリト雖通常數種ノ手段ヲ併用スルヲ可トス尚其手段ニ関シテハ汎ク注意研究シ為シ得レハ之カ為特殊ノ謀報機関ト連絡シ好機ニ投スルノ用意アルヲ要ス

二 新聞、電報通信

第四十六 新聞ハ最モ普遍的ニシテ重要ナル宣伝機関ナリ故ニ特ニ戰時ニ在リテ国内新聞ヲ統轄的ニ利用スルノ外中立国及為シ得ル限り敵国内一部ノ新聞ヲモ適宜操縦スルノ途ヲ講スルコト最モ必要ニシテ尚要スレハ適宜對外若ハ対内宣伝ノ目的ヲ以テ新ニ新聞ノ出版ヲ經營スルコト肝要ナリ

第四十七 新聞ハ宣伝用トシテ特ニ結合的威力ヲ有スルヲ其長所トス即チ其購読者ニ対スル一種ノ魅力ハ自ヲ讀者ヲ駆テ一定ノ方向ニ結束セシムルノ傾向ヲ生ス尚新聞ハ理性情緒及趣味ノ各方面ヨリ社會各階級ニ対シ同時ニ宣伝威力ヲ發揮シ得ルノ利アリ

第四十八 新聞ハ其經營、政治的若ハ思想的色彩、發行部数、讀者ノ階級、勢力範囲等ニ依リテ自ラ大ニ其価値ヲ異ニス

故ニ此等ニ閑シテハ平時ヨリ十分ノ調査ヲ遂ケ所要ニ応シ
適者ヲ採択シ且不適者ヲ買収若ハ圧迫スルニ遺漏ナキヲ期

スヘシ

第四十九 経営最モ健実ナル大新聞社ハ單ニ国内与論ニ対シ
ナル勢力ヲ有スルノミナラス平時ヨリ海外各地ニ通信員
等ヲ配置シ國際的通信網ヲ組織シアルヲ以テ戰時要スレハ
之ヲ國際的宣伝機関トシテ弘ク活用スヘキモノトス

右ニ反シ経営微力ナル小新聞ニハ時トシテ奇矯ナル言論ヲ
弄シテ多衆ノ感激ヲ牽カントスモノ少カラス此等ニ閑シ
テハ適宜之ヲ善導スルニ努メ已ムヲ得サレハ之ニ断平タル
彈圧ヲ加ヘ与論ヲ統一スルヲ要ス

第五十 戰時ニ在リテハ重要ナル国内新聞經營者若ハ關係文
筆者ハ成ルヘク之ヲ國家ノ統轄スル宣伝業務機関ニ参与セ
シメ其蘊蓄ヲ傾倒シテ国家全般ノ宣伝ニ尽瘁セシムル方途
ヲ啓クト共ニ与論ノ統一ニ資スルヲ可トス

第五十一 新聞ト略々同等ノ価値ヲ有シ且更ニ國際的ニ威力
ヲ有スル宣伝機関ハ各種ノ電報通信ナリ
電報通信モ亦其關係範囲及平時信用ノ大小ニ依リテ宣伝上
ノ効力著シク差等アリト雖其有力ナルモノヲ利用スルトキ
ハ坐ラニシテ世界ノ大勢ニ偉大ナル影響ヲ及ホスコトヲ得

ヘシ

第五十二 國際的大通信社ニハ官營、半官半民若ハ民營等其
所屬國ノ宣伝機関ヲ成形スルノ觀アリ戰時ニ至リテハ益々
其色彩濃厚ナルヘシト雖或ハ其背景タル國家ノ勢力ヲ通シ
或ハ數種通信社間ノ競争ニ乘スル等適宜當時ノ情勢ニ善処
シテ此等ノ利用ヲ断行スルヲ要ス

國際的勢力大ナラサル電報通信社ト雖或ハ國內宣伝ニ或ハ
國際大通信社トノ連絡ノ為適宜利用スヘキモノトス

第五十三 新聞及電報通信ノ利用ハ敵ニ妨害セラルコトモ
亦大ニシテ殊ニ國際的大新聞及大通信社ノ外國ノ勢力下ニ
在ル場合ニ於テハ動モスレハ我ニ不利ナル形勢ヲ若起シ易
キ故ニ平時ヨリ既ニ将来ヲ洞察シ所要ノ連絡方法ヲ講スル
ノミナラス有事ノ日敵ノ妨害ヲ受ケタル場合ノ対策ヲモ準
備シ置クコト必要ナリ

第五十四 新聞及電報通信ノ利用ノ為ニハ其關係記者及通信
員等ヲ直接操縦スルコトモ亦切要ナリ故ニ此等勤務員ト宣
伝勤務当事者トノ間ニハ平素ヨリ密接ナル連絡ヲ保持スル
コト必要ニシテ尚尙ニ我力威力圈内ニ在ル新聞若ハ通信員
ノミナラス第三國ノ者ニ対シテモ此趣旨ヲ適用スヘキモノ
トス

第五十五 敵国内若ハ中立國ニ於テ發行セラルル新聞其他ノ

刊行物ニシテ其内容敵國ノ戰爭指導ニ不利ナルモノハ敵國
國民一般特ニ戰場ニ在軍隊ニハ到達セサルヲ普通トス故
ニ陰ニ其經營ヲ支援スルト共ニ此等ハ極力我力手ニ蒐集ス
ルノ手段ヲ講シ之ヲ敵側ノ好マサル方面ニ速力ニ普及スル
如クセハ宣伝トシテ有利ニ転用スルコトヲ得ヘシ

第五十六 時トシテ敵國若ハ中立地方發行ノ新聞ノ如ク偽裝
セルモノヲ印刷シ之ニ所要ノ宣伝記事ヲ登載シテ汎ク配布
シ効果ヲ奏スルコトアリ之力為ニハ公債募集、諸種ノ廣告
等ヲ其儘利用シ其中ニ巧ニ我力宣伝用字句ヲ挿入スルモノ
トス

三 無線電信、無線放送

第五十七 無線電信及無線放送ノ利用ハ宣伝ノ手段トシテ其
実施比較的容易ニシテ殊ニ遠距離ニ対スル通信経路ヲ杜絶
セラレタル場合ニ於テモ尚且有効ナルノ利益アリ然レトモ
其受信範囲ハ自ラ制限アルヲ以テ宣伝ノ種類及実施時期モ
亦之ニ適応スル如ク撰抜スルコト肝要ナリ

第五十八 無線電信、同放送通信連絡ノ組織系統其他經營並
技術上ノ諸施設ニ関シテハ宣伝ニ任スル機關ハ平素ヨリ十
分ノ研究ヲ尽シ必要ニ応シテ之カ利用ニ遺漏ナキヲ期スヘ

シ

第五十九 無線宣伝ヲ戰場ニ於テ利用セントスル場合ニ於テ
ハ作戦上實際ノ無線通信ト明確ニ區別シ得ル如ク通信上ノ
規定ヲ設ケ作戦指導ニ誤解錯誤ヲ生セシメサルノ注意必要
ナリ然レトモ之力為直チニ宣伝用通信トシテ敵ニ感知セラ
レサルノ用意アルヲ要ス

四 書籍、定期刊行物、小冊子、檄文

第六十 宣伝ヲ根抵の二行ハントセハ書籍及定期刊行物ノ利
用ニ依ラサルヘカラス此種宣伝手段ハ著作者若ハ編輯者ノ
地位ト發行所若ハ發売所ノ信用ト購読者ノ範囲トニ依リテ
其効果ニ差等ヲ生ス而シテ之力利用ニ方リテハ所要ニ応シ
中立國國民及対象國內ニ於テ發行セシムルノ著意ヲ要ス
リ中立國及対象國內ニ於テ發行セシムルノ著意ヲ要ス

第六十一 第三国等ニ亡命シアル敵國民ノ著書若ハ其團体ノ
機關紙等ニハ我力宣伝ノ為利用スヘキモノ多シ
敵國平和論者或ハ政府反対論者ノ著述等ハ巧ニ之ヲ利用ス
ルコトヲ忘ルヘカラス
此等ハ著作者ノ地位高ク其名声著ナルニ従ヒ益々効果ヲ増
大スルモノナリ

第六十二 書籍及定期刊行物ハ其宣伝的効果ヲ揚クルマテ相

当ノ時ヲ要ス之ニ反シ小冊子及檄文ハ簡明短切ニ要旨ヲ伝

布シ迅速ニ宣伝ノ目的ヲ達スルニ適斯特ニ檄文ハ其制作、

配布共ニ極メテ容易ニシテ戦場ニ於ケル宣伝等ニ於テハ最

モ重要視セラル所ナリ

第六十三 檄文ハ單ニ宣伝紙片トシテ製作スルノミナラス各種ノ日用必需品類即チ衣類食糧品包装等ニ之ヲ印刷シ弘ク一般ニ普及スルコトヲ得ヘシ又普通商品ノ広告中ニ所要ノ宣伝文若ハ宣伝要旨ヲ適宜挿入シ表面檄文タルコトヲ感知

セシメスシテ其实効ヲ收ムル如キモ有利ナル方法ナリ

第六十四 戰時敵国民ノ最モ渴望スル當該国食糧券ヲ模造シ其裏面ニ宣伝用檄文ヲ巧ニ印刷シテ敵国民間ニ伝播シ得ハ最モ有利ナリ

其他食品就中穀類罐詰等ノ中ニ宣伝檄文ヲ隠匿シ中立國ヲ経テ搬入セシメ時ニ密封セル容器内ニ之ヲ收メテ河水ニ投流スル等ノ手段ヲ講スルコトアリ

第六十五 小冊子及檄文ノ播布手段トシテ戦場ニ於テ最モ応用ノ範囲広大ナルハ飛行機ニ依ルモノナリ氣球モ亦時ニ同様ノ用途ニ充テラル

第六十六 既刊ノ書籍配布ノ為ニハ必要ニ應シ複製スルト共ニ要スレハ搬送及陣中使用ニ便ナル如ク改版シ或ハ注目ヲ

旧陸軍參謀本部の「諜報宣伝勤務指針」について（飯田）

惹キ易キ如ク装幘ヲ改ムルコトニ注意スヘシ

六 口 伝

第六十七 公然ノ講演若ハ隠密ナル口伝ニ依ル宣伝モ亦効果著大オルモノナリ

殊ニ隠密ニ行フ口伝ニ在リテハ其範囲自ラ制限アルモ対手ヲ感動セシメ得ルノ効果ニ至リテハ爾他ノ書類若ハ公然ノ口伝ヲ以テスル宣伝ニ比シ遙カニ優越セルモノナルニ注意スヘシ

第六十八 講演ハ知識ニ対スル欲求旺盛ナル階級ヲ目標トスル有利ナル宣伝手段ニシテ其反響モ亦從テ大ナリ而シテ其効果ハ主トシテ講演者ノ地位学殖並講演上ノ技能ニ依ルモノナルヲ以テ之カ選定ニ特ニ注意シ為シ得レハ平素ヨリ所要ノ人材ヲ養成シ置クコト必要ナリ又講演ニハ映画其他ノ補助手段ヲ併用シ尚時トシテ討論ノ形式ヲ取り印象理解ヲ深カラシムルヲ可トスルコトアリ

第六十九 責任アル地位ニ在ル高官、名士ノ声名若ハ演説、講演、就中戰爭責任、戰争目的、平和条件、戰後ノ施設等ニ関スルモノハ彼我共最モ深甚ノ感響ヲ受クルモノニシテ之カ利用ハ宣伝上重要ノ価値ヲ有ス此等ハ口伝トシテ宣布セラル範囲比較的狹小ナルヲ以テ

成ルヘク新聞、通信、無線放送、小冊子等ノ補助手段ヲ以テ弘ク之ヲ利用スル如ク努ムルヲ要ス
第七十 宗教的信仰ヲ利用シテ行フ宣教師ノ宣伝ハ信者ノ胸奥ニ穿入スルノ威力甚大ニシテ殊ニ慈善、救恤、施療並教育等ヲ之ニ併用スル場合ニ於テハ其効果愈々大ナルモノアリ

地方ノ文化低ク宣教師ニ対スル信仰盲目的ナルニ従ヒ此種宣伝ノ成果益々顯著ナルモノトス

第七十一 鉱山、工場、料理店、旅館、俱樂部、汽車、汽船等ニ出入スル群衆ニ対シ巧妙ナル談笑ノ間ニ行フ適時適切ナル宣伝ハ片言隻語ト雖有効ニ普及シ殊ニ通俗ナル事項ノ宣伝ニ適ス

六 絵画及写真

第七十二 絵画及写真ハ宣伝手段トシテ独立若ハ宣伝文ト併用シテ最モ重要視セラルヘキモノナリ而シテ共ニ一般多衆ニ与フル印象ノ深刻ナルコトヲ目的トスヘキモノナルヲ以テ対手ノ理解ノ程度ニ応シ趣向ノ高低表現ノ雅俗ヲ適宜接配スルヲ要ス

第七十三 絵画ハ某思想ノ中心ヲ最モ強調シテ表現シ得ルヲ特長トス故ニ宣伝ニ於ケル其用途最モ広汎ニシテ幽遠崇高

ナル芸術的作品ヨリ通俗輕妙ナル諷刺画ニ至ル迄夫々観覽者ノ感情ヲ支配スル威力少カラス而シテ文章、口伝等ニ比シ実ニ直截、短切ニ其効果ヲ挙ケ得ルノ利アリ尚之ニ簡潔ナル檄文若ハ標語等ヲ附記スルトキハ一層大ナル価値ヲ發揮シ得ヘシ

第七十四 写真ハ真正ナル事実ヲ表現スルヲ其特長トス即チ芸術的権威ニ於テ絵画ニ及ハスト雖真相ニ触レ実証ヲ得ルノ点ニ於テハ遙カニ右ニ優リ一般通俗ノ感情ニ対シ深甚ナル印象ヲ与フルモノナリ

第七十五 写真ハ時トシテ其標題ヲ変更シ或ハ一部分ヲ改シシ又ハ數種ノ写真ヲ総合スル等ノ技巧ニ依リテ真事実ト異ナリタル他ノ現象ヲ表示シ以テ一時の宣伝ニ利用セラルルコトアリ

第七十六 絵画及写真ノ播布手段ハ概シテ檄文ト同様ニシテ尚宣伝用書籍、刊行物、小冊子、檄文ニ插入若ハ同時ニ印刷シテ其普及ヲ計ルモノトス

七 芸術品、演劇、映画、歌謡、音楽

第七十七 芸術品就中文芸作品、演劇、映画及歌謡、音楽ハ各種ノ社会階級ニ対シ夫々其思想情操ヲ支配スル威力甚大ナルモノニシテ之ニ宣伝的意義ヲ加味スルトキハ其効力著

ンキモノアリ而シテ其作品ノ高尚ナルニ從ヒ其交感深刻ニ

シテ生命永ク又簡明通俗ナルニ從ヒ伝播容易ニシテ影響ノ範囲広大ナルヲ得ヘシ

第七十八 文芸作品ノ民心就中青年男女ノ心理ニ及ホス感化

威力ハ文化ノ向上ト共ニ益々激甚ナルモノアリ從テ國家有事ノ日其内容ヲ適宜指導スルト否トハ其影響スル所甚タ大ナリ故ニ一般文筆ノ士ノ努力ヲ此方面ニ向フ如ク懇懃スル

ノミナラス特殊ノ人士ニ対シテ適切ナル地位ヲ与ヘ大ニ其能力ヲ發揮セシムル如ク施設上ノ注意ヲ要ス

第七十九 映画ハ一般ニ対スル宣伝手段トシテ効果特ニ顯著

ナルモノナリ而シテ之カ製作及播布ノ方法モ亦比較的輕易ナルヲ以テ其應用ノ範囲最モ大ナリ

事実ヲ撮影セル写真映画ト宣伝事項ヲ諷刺若ハ現セル映画劇トハ共ニ夫々別種ノ意義ニ於テ宣伝上ノ価値アルヲ以テ適宜之ヲ取捨按配スルコト必要ナリ交錯セシメ以テ対手ノ感情ヲ激成スルノ目的ヲ達シ得ルコトアリ

第八十 歌謡ハ婦女子、児童ノ口ニ依リテモ之ヲ誦唱セラレ深刻ナル印象ヲ知ラス識ラスノ間ニ注入スルモノナリ而シテ典雅高尚ナル歌曲ト共ニ通俗輕妙ナル俚謡天真爛漫ナル童謡モ亦感化力甚タ大ナルヲ以テ広ク各種ノ方面ニ題材、

旧陸軍参謀本部の「諜報宣伝勤務指針」について（飯田）

資料ヲ求メ之ヲ利用スルコトヲ忘ルヘカラス

第八十一 音楽ハ一般ノ嗜好ニ合スルノミナラス一部ノ民族ニ在リテハ音楽ニ對スル愛好心特ニ強烈ナルモノアリ此等

ノ心理ヲ利用シ音楽其物ニ依リテ各種情操ノ高調ヲ因ルノミナラス一方音樂ニ依リテ感情ノ興奮スルニ乘シ同時ニ他ノ手段ノ併用ニ依リテ巧ミニ宣伝ヲ実施スル等適用ノ範囲将来愈々大ナルヘシ

第八十二 歌謡、音樂等ノ通俗の普及ノ為ニハ寄席、無線放送、蓄音器等最モ効アリ其他展覽会、各種集会等ノ機会ヲ巧ニ利用スルコト必要ナリ

八 標語及象徴

第八十三 標語ハ多衆ノ脳裡ニ刻印セラルヘキ一定ノ流行語ヲ称スルモノニシテ簡明ニ所望ノ思想ヲ表明シ且深長ナル意義ヲ包含シ尚万人ノ口唱シ易キ語調ヲ備フルモノナルヲ要ス

第八十四 標語ハ多衆ヲ対象トスル場合宣伝手段トシテ効果ナルモノニシテ通俗ノ俚謡名声アル著述、人口ニ膾炙セル詩歌ノ章句、名士ノ講演或ハ演説等ヨリ題材ヲ攝取シ若ハ全く独創的ニ考案シテ之ヲ宣布スヘキモノナリ

第八十五 標語ハ或ハ單一語ヲ以テシ或ハ數語ヨリ成ル字句

ニ依リテ表現シ或ハ時ニ反語ノ形式ヲ備ヘシムルヲ有利ト

スルコトアリ而シテ何レノ場合ニ於テモ其表示ヲ平易ニシ

且反復使用スルコトニ依リ真ニ標語トシテノ価値ヲ生スル

ニ至ルヘシ

第八十六 一定ノ意義ヲ表章スル所謂象徴モ宣伝上ノ手段ト

シテ有利ニ使用セラル場合少カラス即チ國家ノ象徴タル

国旗軍隊ノ表章タル軍旗其他特殊ノ団体、結社等ノ徽章若

ハ制服ノ如キ之ニシテ之ヲ以テ衆心帰結ノタラシムルト

共ニ自然ニ當該団体ノ精神、氣風ヲ印象セシムルヲ目的ト

ス象徴ハ古キ歴史ヲ有シ普及ノ範囲広大ナルニ從ヒ其宣伝

用ノ威力益々強シ

第八十七 標語及象徴ハ檄文、絵画、歌謡等ト相併用シテ益々宣伝用ノ価値ヲ發揮スル場合多シ殊ニ新ニ標語若ハ象徴ノ普及ヲ図ラントスル場合ノ如キハ此手段ニ依ルコト必要ナリ

九、学校、研究所、展覧会等

第八十八 宣伝ノ最モ遠大ナル規模ハ学校、研究所、展覧会等教育的施設是ナリ

此種ノ施設ハ平時ニ於ケル文化的宣伝ニ主トシテ用ヒラルル所ナリト雖戰時ニ於テモ国内、占領地、兵站地帯、中立

地帶等ニ於テモ適用ノ範囲多シ

第八十九 教育施設ヲ以テスル宣伝ハ主トシテ國威國勢ヲ伸

張シ且植民地、外国人等ニ対シテ普ク國家ノ恩徳ニ同化セシムルヲ目的トスルモノニシテ特ニ占領地帶ニ於テハ一方

國家及國民ノ權威ヲ發揚スルト共ニ他方真ニ撫育啓発ノ本義ヲ体现セサルヘカラス從テ此種宣伝施設實際ノ運転ハ文政教化専門機関ノ力ニ待タサルヘカラサル所多シ

第九十 学校、研究等ニ於テハ其標榜スル本来ノ目的以外ニ特殊ノ宣伝ヲ暗黙ノ裡ニ實行スルモノアリ即チ宗敎學校若ハ語学研究所ノ名ヲ以テ特別ノ思想ヲ注入扶植スルモノノ如キ是ナリ此等ハ國際關係其他ニ基キ表面宣伝機關ヲ配置シ得サル情況ニ於テ適用スヘキ有利ナル手段ナリ

第九十一 展覧会ハ多衆ニ対スル通俗的宣伝トシテ効果大ナルモノニシテ興味ヲ中心トシテ某事實ヲ觀覽スル間自然ニ所望ノ雰囲氣ニ同化セシメントスルモノナリ故ニ其主催者趣向設備開催時期等悉ク其目的ニ合致セシムル如ク意ヲ用ヒサルヘカラス

第九十二 愛國、國民善導、国防思想普及等ヲ主目的トスル公私各種ノ團體施設等ヲ支援帮助シ其事業ヲ隆盛ナラシムルハ宣伝ノ目的ヲ達スル為間接ノ手段ナリト雖其効ハ却テ

偉大ナルコトアリ

一〇 敵国俘虜ノ利用

第九十三 敵国ノ俘虜ヲ宣伝ノ為利用スルコトアリ即チ俘虜

シメ若ハ敵方ノ投降者ヲ誘発シ或ハ故ラニ一部ノ俘虜ヲ我手裡ヲリ脱走セシメ所要ノ宣伝ヲ流布セシムル等是ナリ

俘虜ヲシテ時ニ敵国若ハ敵軍内ニ於ケル不利ナル事実ヲ我

国内若ハ我軍内ニ宣伝セシムルヲ有利トスルコトアリ

第九十四 宣伝ノ為俘虜ヲ故ラニ脱走帰還セシムルニハ特ニ此ノ目的ニ適合スル人物ヲ選定スルカ或ハ当初ヨリ此目的

ヲ以テ特殊ノ待遇ヲ与へ且我有利ナル情況ノミヲ見聞セシメタル一團ニ対シ逃亡ノ機會ヲ与フルモノナリ然レドモ共ニ危険ヲ併フコト甚シク万一大方法ヲ誤ランカ敵ノ為ニ我力企図ヲ察知セラルモノナルコトヲ考慮セサルヘカラス

第九十五 俘虜優遇ノ宣伝ニ俘虜殺傷禁止命令、俘虜取扱及給養ニ関スル命令、俘虜生活ノ実況ノ為シ得レハ俘虜自身ノ感想手記通信文等具体的実例ヲ写真印刷物等ヲ用ヒテ提示スルヲ要ス

第九十六 俘虜ニ対スル取扱当ヲ得且之ニ対シ適當ノ指導教化ヲ施ストキハ其生活ノ間自ラ我力國威國力國恩ニ感化セ

旧陸軍參謀本部の「諜報宣伝勤務指針」について（飯田）

ラレ将来ノ為有利ナル効果ヲ齎スモノニシテ高遠ナル宣伝トシテ重要ナル意義ヲ有スルコトヲ忘ルヘカラス

第三節 対内宣伝及軍内並同盟軍ニ対スル宣伝

第九十七 戰時ニ於テハ上下一致、举国一体、戰勝ノ一途ニ向テ全精力ヲ傾注スルハ当然ナリト雖民心ノ波動ハ時ニ一張一弛ヲ免レサルアリ殊ニ敵國宣伝ノ脅威ハ常ニ之ヲ予期

セサルヘカラス故ニ之ニ対シ特ニ宣伝ノ実施ニ依リテ国民一般及軍内並同盟軍ニ対シ情況ヲ闡明ニシ其向フ所ヲ統一スルハ緊急要務ノ一ナリトス

第九十八 国内ニ対スル一般ノ宣伝ハ其範囲広汎ニシテ國家全般ノ統一セル宣伝機関ノ手ニ依リ最モ組織的ニ実施セラルルヲ必要トス而シテ軍部ハ之ニ対シ有ラユル援助ヲ与へ且自ラ軍所屬諸団体ニ対スル直接ノ宣伝ヲ担任スヘキモノトス

第九十九 国民一般ニ対スル宣伝ニ際シ戰勝ヲ確信シテ軍部ニ対スル絶対ノ信頼ヲ捧ケシメ其要求ニ応シ甘シテ自ラ犠牲トナルノ理解ヲ保持セシムルハ軍部ノ主眼トスヘキ所ナリ而シテ國軍ノ戰況現実ニ於テ有利ナル進展ヲ示スコト実ニ之カ根蒂ナリト雖尚宣伝ニ依リテ其事實ヲ明瞭ニシ且敵

國並敵軍内ノ非況ヲ実証シ敵側ノ如何ナル宣伝ニ逢著スルモ何等ノ疑惑ヲ生セサル如クナラシムヘキモノトス

第百 統師ニ関スル政治局並一般与論ノ容喙ハ戰爭指導ニ対スル絶対ノ害毒ナリ而シテ戰爭ノ継続漸ク長キニ亘り殊ニ戰局發展意ノ如クナラサル如キ情況ニ於テハ動モスレハ此不利ナル情勢ヲ招来スルコトナシトセス殊ニ敵側ノ宣伝ハ

奸シテ常ニ此間ニ乘セントスルヲ以テ予メ之ニ備ヘ軍民一一致ノ実ヲ堅確ナラシムル如ク國民ノ意嚮ニ不遜ノ注意ヲ払フト共ニ宣伝ノ著意ヲ此ニ置クコト特ニ緊要ナリトス

第一 時トシテ國家並國軍ノ難況ヲ開示シ其危機ヲ絶叫シ敵側ノ暴虐ヲ國民ニ訴ヘ其敵愾心ト発奮トヲ促スヲ却テ有利トスルコトアリ而シ同時ニ國內ニ於ケル政治思想的異論ヲ排除シ國民全般ノ結束ヲ一層鞏固ニ導クノ著意アルヲ要ス

第百三 軍内一兵卒ニ至ルマテ悉ク戰爭ノ目的ヲ完全ニ理解セシメ之ニ對スル自己ノ地位ニ關シ十分ナル自覺ト崇高ナル信念トヲ保持セシメサルヘカラス之カ為戰爭ハ決シテ我力野望ニ基キタルモノニアラス却テ敵ノ暴戾ニ對スル正当ナル防衛手段トシテ已ムヲ得ス發生セシモノナル所以ヲ了得セシムルコト最モ緊要ナリトス

第百四 敵国及其同盟国ニ關シテハ其國体、政情、經濟上ノ欠陥、敵軍内容ノ不備、其殘忍行為等ヲ軍内一般ニ熟知セシメ我カ有利優越ナル地位態勢ヲ堅ク信賴セシムルヲ要ス

第百五 對内特ニ軍内ニ對スル宣伝ヲ統一的ニ貫徹スル目的ヲ以テ特ニ愛國教育ノ組織ヲ必要トスルコトアリ即チ其要旨ハ國內及軍内各機關ニ夫々担任ヲ定メ中央部ノ律スル一定ノ方針ノ下ニ所要ノ教材ヲ以テ國民及兵卒ノ信念、義務心及戰勝意志ヲ培養増進スルニ在リ

戰爭長期ニ亘リ國民及野軍ニ對シ犠牲忍耐ヲ要求スルコト大ナルニ從ヒ右ノ必要愈々切ナリ

第百六 友軍、同盟軍及國內ノ情況ニ關シテハ有利ナル事實ナリト雖尚將卒ヲシテ完全ナル自覺ノ下ニ其職責ニ邁進シ且何等後顧ノ憂ナク獻身殉國ノ誠ヲ致サシムル為國內ニ於ケル諸般ノ事情ヲ闡明ニスルコト亦必要ナリ

若シ不利ナル事實ニシテ已ムヲ得サルモノハ是亦一般ニ了

知セシメ之ニ応スヘキ堅確ナル準備觉悟ヲ要求シ或ハ之力
補填、回復手段、対抗ノ方途ヲ理解セシムルヲ以テ却テ有
利トスルコト多シ蓋シ国内ノ真情並戰況ノ不利ヲ掩蔽スル
ハ以テ一時ヲ糊塗シ得ルコトアリト雖一旦其実情ノ暴露ス
ルトキハ之ニ伴フ反動ハ却テ激甚ナル弊害ヲ招采スルモノ
ナリ故ニ斯ノ如キハ全ク万已ムヲ得サル場合ニ処スル為ノ

権麥ナルコトヲ記セサルヘカラス

第百七 家郷ニ閑シ何等ノ後顧ナカラシムルハ出征者ノ志氣
ヲ旺盛ナラシム最モ有利ナル手段ノ一ナリ故ニ国内ニ於ケ
ル出征者家族ニ對スル宣伝、家族ヨリノ書信類ニ對スル檢
閱等ト相俟チ出征者ニ対シ此方面ニ閑スル宣伝必要ニシテ
家族ノ安泰ナル生活情況ヲ知ラシムルト共ニ家族ヨリ兵卒
ニ対スル激励的宣伝文ヲ兵卒ヨリハ国民ニ対スル軍隊ノ宣
伝文ヲ記セル封筒書簡箋等ヲ使用セシムル如キモ効力アル
方法ナリ

第百八 出征者家族保護ニ閑スル中央並地方官憲ノ処置、法
規類ハ遲滯ナク兵卒ニ明示スルヲ要ス国内ノ情況就中出征
者並其家族ニ対スル同情援助ノ実況軍需品ノ製作其他国民
上一下般ノ戰争ニ対スル熱情等ハ映画、幻燈、寫真、新聞
記者等ニ依リ兵卒ニ知ラシムルコトヲ努ムヘシ

旧陸軍參謀本部の「諜報宣伝勤務指針」について（飯田）

第百九 野戰軍ニ対スル宣伝ハ夫々正規ノ指揮系統ヲ經由ニ
シテ行フ布告ノ外新聞、小冊子、檄文、絵画等ノ配布、陣
中閑散期ニ於ケル写真映画ノ展覽、演劇見物等ニ依リ播布
シ得ヘシ又恤兵品ニハ適宜檄文、絵画等ヲ添付シ宣伝ノ目
的ニ利用スルコトヲ忘ルヘカラス

敵ノ俘虜、投降者其他敵ノ手裡ヨリ脱走シ来レル者、住民
中ノ適任者等ヲシテ敵國敵軍ノ欠陥、慘虐行為等ノ事実ヲ
講演セシムルコト亦有効ナリ

第百十 内外新聞、通信社ノ從軍記者、写真、映画撮影師、
戰場來訪ノ各種団体、名士、布教師等ノ利用及芸術家、演
劇団、講談師等ノ招聘等ハ野戰軍ニ対スル宣伝實施上必要
ナル手段ナリ

第百十一 同盟軍ニ対スル宣伝ハ同軍ノ我レニ対スル信頼ヲ
高調シ我軍トノ結束ヲ鞏固ナラシメ同盟軍ノ戰意ヲ旺盛ナ
ラシムルヲ以テ主旨トス而シテ宣伝ノ實行ニ方リテハ國策
ノ大本ニ基キ且當該軍内情及當時ノ情況ヲ考慮シ各種ノ方
法ヲ彼此取捨選択スヘキモノナリト雖概シテ友軍ニ対スル
ト同様誠意ヲ披瀝シテ相互ノ理解ヲ融合セシムルヲ要ス
第百十二 同盟軍ニ対シテハ敵側モ其宣伝ノ銳鋒ヲニ指向
スルコトヲ覺悟セサルヘカラス而シテ之ニ応スル為宣伝ヲ

以テ対抗スルハ固ヨリ必要ナリト雖予メ完全ナル宣伝ニ依リ敵ノ乗スル余地ナカラシメ置クヲ以テ第一ノ急務トス

第四節 敵国及敵軍ニ対スル宣伝

第一百十三 対敵宣伝ノ目的ハ敵国民及敵軍ノ戦争並戦闘遂行

ノ意志ヲ挫折セシムルニ在リ即チ国民ノ團結ヲ薄弱ニシ政

治ヲ混乱シ国民ノ志氣ヲ沮喪セシメ軍隊ノ戰闘意志軍紀ヲ

消磨破壊シ投降逃走ヲ敢テセシメ更ニ進ンテハ反抗暴動ノ

拳ニ出テ遂ニハ政体ノ崩壊ヲモ誘致セシムルカ如キ是ナリ

第一百十四 敵国ノ戦争開始ノ不純ナル事実ヲ摘発シ一部政治

家ノ野望若ハ閥族ノ私慾ニ出テ一般国民及軍隊ハ其犠牲ト

シテ徒ニ鮮血ヲ流スモノナル所以テ高唱シ之ニ反シテ我カ

宣戦ノ正義ノ大道ニ基ケル本義ヲ宣明スルヲ要ス

第一百十五 多数連邦ノ結合若ハ異種民族ノ組成セル国家及國

軍ニ対シテハ特殊種族若ハ宗徒ニ対スル為政者ノ圧迫、輕

侮、差別待遇等ヲ指摘シ來レハ必ス乘スヘキ欠陥多ク其効

果亦著大ナルヘン

第一百十六 思想上特殊ノ主義ヲ奉スル者ノ權勢下ニ在ル國家ニ在リテハ必ス之ニ対スル反動思想澎湃シ何物カ外界ノ威カヲ求メテ之ニ倚頼セントスルヲ常態トス此場合ニ於テハ

宣伝以テ此種反動思想ノ激成ニ努メ同時ニ謀略ヲ併用シテハ現ニ横行スル思想ノ撲滅ヲ計リ依テ以テ敵国ノ戰意ヲ減殺スルヲ要ス

第一百十七 一国ノ政治組織薄弱ニシテ国家観念旺盛ナラス且社会的知識低劣ナル国民ニ対シテハ個人実生活上ノ直接利

害並單純ナル私の怨嗟ノ觀念ヲ以テ之ヲ刺戟スルニアラサ

レハ其効果少キニ注意スヘシ

第一百十八 敵国ト其同盟国トノ間ヲ中傷離間スルコト亦有効

ニシテ且必要ナリ蓋シ同盟關係ハ利害ヲ基調トシテ成立シ

アルモノナルヲ以テ相互ノ野心ヲ指摘シテ反感猜疑ノ念ヲ

挑発シ且誘フニ利ヲ以テセハ其閥繫ヲ倒壊スルコト必スシ

モ困難ナラス又同盟ニハ必ス主客ノ関係アリテ其一方同盟

義務ノ偏頗ヲ感スルヲ常態トス故ニ此間隙ニ乘シ宣伝ノ重

点ヲ同方面ニ指向スルトキハ奏功比較的容易ナルヲ得ヘシ

比種宣伝ハ主トシテ外交的手段ニ依リ実施セラルヘキモノ

ナリト雖軍部モ亦之ト連繫シ敵軍ト其同盟軍トノ離間ヲ策

スヘキモノトス

第一百十九 野戦軍ニ対スル宣伝中其志氣ニ最モ影響スル事実ハ概不次ノ如シ

幹部ト兵卒トノ精神的融合ノ弛壊

司令部ト軍隊トノ反感

給養上ノ差別、偏頗

賞典ニ関スル不公平

兵力、兵器補充ノ不如意

兵站部隊ノ安逸ナル生活ニ対スル戦線部隊ノ不満

国民ノ戦争ニ対スル不熱心、不誠意

国内ノ戦時利得者、留守部隊ノ安逸ナル生活ニ対スル不

平

国内ニ在ル出征者家族ニ対スル不安

国内ニ於ケル政治、経済上ノ動搖

故ニ敵軍ニ対スル宣伝ニ方リテハ如上ノ事実ニ関シ其現実

ヲ捉ヘテ敵軍ニ指示スルコトニ留意スヘシ

第一百二十 敵軍ニ対シ其戦争目的ノ不正ヲ示シ軍隊ハ一部野

心家ノ犠牲タルニ過キサルコト殊ニ政策上或ハ作戦上他国

ヲ背景トスル場合ニ於テハ戦争ハ自國ニ利スル所ナク全ク

他国民ノ走狗タルニ過キサル所以ヲ指摘スルトキハ其父感

著シ

第一百二十一 敵ノ戦況不利ナルニ乘シ敵国ニ於ケル思想及政

策上ノ欠陥及軍組織ノ弱点ヲ宣伝スルトキハ其効果特ニ顕

著ナリ

旧陸軍参謀本部の「諜報宣伝勤務指針」について（飯田）

第五節 作戦関係地方住民ニ対スル宣伝

（四九三）一四七

戰闘交綴シ志氣自然ノ沈滯ヲ來ス如キ場合ニ於テハ殊ニ各種ノ疑惑妄想ニ襲ハレ易キ時機ナルヲ以テ宣伝ニ対スル感

受性ハ此際ニ於テ最モ大ナルコトニ留意スヘシ

第一百二十二 敵軍ニ対シ我軍威力ノ増大、軍民結束ノ真情同

盟軍ノ優勢等ヲ的確ナル数字、事實ニ依リ立証シ戰爭勝敗

ノ數既ニ明白ナル所以ヲ示ストキハ敵軍ノ戰勝ニ関スル信

念ヲ喪失セシムル上ニ効果多シ

第一百二十三 敵軍内ニ在リテハ他方面軍若ハ其同盟軍ニ於ケ

ル不利ナル戰況ハ告知セラレサルヲ通常トス故ニ此種事実

ニ關シテハ我ヨリ迅速ニ宣伝シ其志氣ヲ沮喪セシムルコト

ニ努ムヘシ

第一百二十四 投降、逃亡者ノ勧誘ニハ次ノ如キ方法ヲ講スル

ヲ可トス

我軍ニ於ケル俘虜優遇ノ実証挙示

投降、逃亡者ニ対スル生命、生活ノ保証

時トシテ報酬ヲ以テスル投降者ノ誘致

飛行機、機関銃、火砲、自動車等兵器、器材ヲ携ヘ投降スル者ニ対シテハ應分ノ報酬ヲ与フルコトノ告知

第一百二十五 地方住民ニ対スル宣伝ノ要ハ我國及我軍ニ対シ好意ヲ寄セ敵國及敵軍ニ対シテ反感ヲ抱カシムルニ在り宣伝実施ノ要領ハ我軍ノ占領セル地帶ニ対スルト敵軍背後ノ住民ニ対スルトニ依リ概不前記第三、第四節ヲ夫々適用シ更ニ其所屬國、人種別、地方ノ政情、開化ノ度等ヲ考慮シ適宜材料手段ヲ斟酌スルモノトス

第一百二十六 占領地帶ニ対スル彼我行政上ノ施設ヲ實際ニ就テ比較シ我利点ヲ挙ケ我力治下ニ立ツノ至幸ナル所以ヲ宣伝シ且我力宣戰ノ目的カ實ニ此住民ヲ其窮状ヨリ開放スルニ在ルコトヲ告知シ時トシテ将来ノ獨立發展ヲ保証シ其民族的若ハ政治的希望ノ實現ヲ帮助スルコト必要ナリ

第一百二十七 戰爭終局ノ勝利ハ我軍ニ帰スヘキコトヲ住民上下ニ確信セシムルコトニ就テハ手段ヲ尽シテ之ヲ努ムヘシ我軍ニ於ケル軍紀ノ嚴正ナルコトヲ敵軍ニ対比シテ指示スルコト亦必要ナリ

以上ノ宣伝ハ軍ノ威容及其嚴肅ナル軍紀ノ實際ヲ地方住民ニ對シ如実ノ行跡ヲ以テ立証スルコトニ依リ其効果愈々適実ナルヲ得ルモノトス又地方住民ニ対シ施療、產業幫助、救恤其他各種ノ教化施設ニ依リテ物質的援助ヲ与フルハ其信用ヲ博スル最良手段ナリ

第一百二十九 敵軍背後ニ在ル第三國住民ニ対スル宣伝ハ敵軍其物ニ対スルモノニ比シ輕易ニシテ特ニ同地帶住民ノ我ニ好意ヲ有スル場合ニ於テ然リトス為ニ予メ配置スルカ或ハ臨機ニ派遺潜入セシメタル宣伝担当者ヲシテ地方有力者ヲ使嗾シ宣伝ノ實行ニ任セシムルモノトストス

第一百三十 当該地方若ハ戰爭目的上ノ繫争地ナルニ於テハ宣伝ニ任スル者ハ特ニ意ヲ此ニ留メ将来永遠ノ利害ヲ算討シ單ニ目前ノ必要ノミニ眩惑セラレテ地方人民ノ反感ヲ買ヒ禍根ヲ後來ニ貽ス如キコトアルヘカラス

第一百三十一 地方ニ於ケル政治若ハ思想的團体、秘密結社及労働組合等ノ取締ニハ特ニ注意シ寬嚴宣シキニ適ヒ以テ特ニ有利ナル形勢ヲ保持セシムヘシ就中軍用資源ニ關係アル地方工場、鉱山等ノ労働者ハ最モ周密ナル用意ヲ以テ之ヲ監視シ且万ノ場合ヲ考慮シ所要ノ彈圧手段ヲ準備シ置クヲ要ス

第六節 中立国（地方）ニ対スル宣伝

第百三十二 中立国（地方）ニ対スル宣伝ハ我ニ対シ好意ヲ

保持スル如ク指導スルヲ以テ主旨トス

中立国（地方）ノ意嚮我ニ帰スルヤ否ヤハ戦争全般ノ指導

並作戦ノ推移ニ重大ナル関係アリ然ルニ陽ニ其意嚮ヲ表明

シ得ササルハ中立国（地方）ノ常態ナルヲ以テ之ニ対スル

宣伝亦重要且至難ナリトス

第百三十三 中立国殊ニ交戦地方ニ直接接触スル部分ニ於テ

ハ彼我ノ宣伝相交錯シ激烈ナル競争ヲ演スヘシ此間ニ立ツ

テ能ク勝者ノ地位ヲ獲得セシムモノハ一二宣伝機関組織

ノ充実ト当事者ノ熱心敏活ナル活動トニ在リ尚中立国（地

方）ニ於ケル宣伝ハ特ニ同國（地方）民ヲシテ实行ノ第一

線ニ立タシムルノ必要切実ナルコトニ注意スベシ

第百三十四 中立国（地方）ニ対スル宣伝ハ其実施ノ方法、

手段ニ於テ前記各節ノ要領ヲ適用スヘシト雖常ニ敵側ノ妨

害ヲ胸算シ且中立国（地方）表面上ノ立場ヲ常ニ考慮シ専

ラ内実ノ利益ヲ收回得スル如クセサルヘカラス

中立国（地方）ニシテ我ニ好意ヲ表スルコト明瞭トナルニ

至レハ飽クマテ其関係ヲ繫持スルニ努メ同盟國ニ対スルモ

ノニ準シテ宣伝ヲ実施スヘシ

第百三十五 中立国（地方）若シ敵ニ好意ヲ有スルコト明瞭

ナルトキハ敵國ニ対スルモノニ準シテ宣伝ヲ指向スルヲ要

ス此際特ニ同盟國民中ノ異分子政府反対党派等ヲ利用シ尚

住民直接ノ利益ヲ以テ誘致スルコト必要ナリ

第百三十六 中立国（地方）宣伝ニ方リテハ少クモ其一部ニ

確乎抜クヘカラサル宣伝上ノ拠点ヲ占領スルコト切要ナリ

而シテ當該拠点ハ政治、思想團体若ハ言論、通信報道機関

等ノ懷柔ニ依リテ之ヲ獲得スルモノニシテ爾後之ヲ枢軸ト

シテ逐次勢力ヲ伸張シ宣伝威力ノ環圈ヲ拡張充実スヘキモ

ノトス

第百三十七 中立国ノ国情ニ依リテハ其中央政府ノ意嚮如何

ニ拘ラス地方ノ政権及軍権ノ独立色彩濃厚ナルモノアリ此

種ノモノニ対シテハ中央政府ニ対スル折衝ト相並行シテ地

方政権並其軍権ヲ動カシ我カ為ニ利用スルコト最モ切要ナ

リ而シテ中央政府ト地方政府トノ間ニ反目敵視アルトキハ

其間ノ消息ヲ巧ニ転用スルニ却テ利便アルコト多シ

第百三十八 中立国外交官、交通、通信關係、官公吏、税關

吏、各種檢閱官等ノ懷柔ハ諜報、宣伝實施上最モ必要ナリ

中立国ニ在ル外國新聞記者、通信員、外國貿易商ニ対シテ

モ亦之ヲ適宜優遇シ我ニ好意ヲ保持セシムヲ要ス

第三章 謀略ノ実施

第一節 一般ノ要領

第百三十九 謀略ノ実施ハ宣伝ニ比シ隱密ノ手段ヲ要スルコト多ク縦横ノ機略、深遠ノ思慮、巧妙ナル術策ヲ以テスヘキモノニシテ慧眼以テ大局ノ帰趨ヲ達観シ豪胆克ク險難ヲ排シ大度以テ衆心ヲ掌握スルノ器量ヲ有シテ始メテ成功ヲ庶幾シ得ヘシ

第百四十 謀略ハ權道ナリ而シテ其発スル所ハ戦争指導勝利獲得ノ大眼目ヨリ來ルモノナルヲ以テ苟クモ其要求ニ対シテハ手段ヲ尽シテ剩スナキヲ期スヘシ然レトモ之力適用ハ真ニ必要ノ範囲ニ限り之ヲ脱逸シテ徒ラニ安寧ヲ攪乱シ無用ノ災害ヲ流布スル如キコトアルヘカラス

第百四十一 謀略ニハ思想的政治的経済的手段ニ依リ間接ニ

敵國ノ戦争遂行ヲ阻礙スルモノ作戦ニ直接關係アル要人事物ニ対スル排除、破壊若ハ同地方ニ於ケル各種ノ策動等ニ依リ敵ノ作戦指導ヲ混乱スルモノアリ而シテ前者ニ於テハ軍部ハ計画及実施ノ枢軸トナリ後者ニ於テハ軍部自ラ之カ実施ヲ指導スヘキモノトス

第百四十二 大規模ノ謀略ニ在リテハ我方对外、対内政策ノ大本ニ接触スル所多ク從テ之ト密接ナル調和ヲ必要トスル

ノミナラス関係諸機関ノ完全ナル協力アルニアラサレハ奏功困難ナリ故ニ軍部ニ於テ此種謀略ノ主動者タル場合ニ於テモ常ニ周囲ト相協調シ統一セル力ヲ發揮シ得ル如クスルヲ要ス然レトモ秘密ノ保持ニ就テハ細心ノ注意ヲ怠ルヘカラス

第百四十三 作戦ト直接関係アル種類ノ謀略ヲ実施スルニ方リテハ其成果ヲ作戦ノ指導ニ有効ニ利用セシムル如ク周到ナル計画ト密実ナル連繫トヲ以テ我軍ノ作戦行動ト相策応セサルヘカラス

第百四十四 謀略ハ作戦ニ間接的ナルモノト直接的ナルモノトノ何レヲ問ハス之ヲ実行スル地域ハ或ハ敵国領土内ニ於テシ或ハ中立国内ニ於テスヘキモノニシテ之カ為使用スル手先ハ中立国人若ハ敵国人中特殊分子ヲ以テ之ニ充ツルヲ最モ有利ナリトス然レトモ之力指導ニ任スル者ニハ特ニ我カ有力ナル人物ヲ選定セサルヘカラス

第百四十五 謀略ト宣伝トハ不可分ノ関係ニ在リ即チ両者ハ概シテ相駢馳シ互ニ相助ケテ成果ヲ拡充シ得ヘシ殊ニ大規模ノ謀略ニ於テハ之ニ到ル道程ハ主トシテ宣伝ニ依ルヘク又宣伝ハ一部謀略ノ実行ニ依リテ其效果ヲ發揚シ得ヘキモノナリトス故ニ両者ハ通常當該方面ニ在ル同一機関ニ於テ

之ヲ統一シ完全ナル脈絡系統ヲ保持シテ之ヲ実行スルヲ要ス

第一百四十六 謀略実行ノ為敵國ニ於テ革命思想者ハ階級闘争等ヲ煽動セントセハ自國內ニ於ケル之力關係者同系統主義者等ヲ通シテ行フヨリ利便トスル場合少カラズ故ニ国内ニ於ケル此種ノ分子ヲ適宜説得若ハ懷柔シ其思想ヲ転用スルコト時ニ切要ナリ敵國ノ企图スル宣伝謀略ニ对抗スヘキ防衛ノ為ニモ此事亦特ニ緊要事ニ属ス

第一百四十七 謀略ハ平時ノ準備並基礎堅確ナルニアラサレハ之カ實行困難ナルノミナラス其効果顯著ナル能ハス故ニ其局ニ当ル者ハ状況ノ推移ヲ予測シテ大体ノ骨子ヲ準備シ置キ情勢ノ変化ニ基キ著々之ヲ補修シ必要ニ応シ直接ニ現情ニ適応スル処理ヲ致シ得ルノ用意アルヲ要ス

第一百四十八 同一方面ニ対シ関係機関數多アルトキハ謀略ノ準備計画及実施ニ關シ中央統制機関ニ於テ所要ノ指示ヲ与ヘ相互ノ撞著ヲ防クノミナラス各機関モ予メ互ニ連絡協定シ実行ノ円滑ヲ期スヘシ（第一編第一章参照）

第二節 間接的謀略
第一百四十九 作戦トノ直接關係ヲ有セサル謀略ハ主トシテ政

旧陸軍參謀本部の「諜報宣伝勤務指針」について（飯田）

治的、思想的、經濟的方面ヨリ敵國ノ戰意ヲ阻止セントスルモノニシテ国民思想ノ惑乱、各種騒擾、内乱ノ誘発、政治的要人ノ排除、離間、牽制ノ為ノ策動、国债募集ノ妨害、交通機關、戰爭關係工場、鉱山、金融業各級從業員、労働者ノ反抗、同盟罷工若ハ怠業ノ使嗾等ヲ其主要ナル手段トス

第一百五十 思想ノ惑乱ハ主トシテ思想的宣伝ヲ以テシ戰争指導ノ主体タル為政者ニ反抗ノ思想ヲ保持セシムルヲ目的トス而シテ一方經濟的封鎖、内乱、騒擾ノ誘発ト相俟チ国民ノ実生活ヲ現実ニ於テ脅威スヘキ手段ヲ講シ之ニ伴フ一般民心ノ混乱ニ乘シ宣伝ヲ逞ウスルモノトス

思想惑乱ノ結果ハ更ニ大規模ノ騒乱時トシテ國家ノ革命ヲ誘發ス

當該國政治的亡命者等ヲ目的ニ使用スルヲ得ハ迅速ニ成果ヲ収メ得ルコトアリ

第一百五十一 対手國ノ国情ヲ討究シテ之ヲ組成スル民族間、政党政派社会的各階級間若ハ異宗教徒等ノ反目ニ巧ニ乗スルトキハ各種ノ騒擾、内乱等ヲ誘発シ得ルノ余地少カラズ而シテ此種擾亂画策ニ際シテハ先ツ其中心人物ヲ求メテ之ヲ懷柔シ或ハ操縦スルヲ以テ第一ノ要務トス尚此際為シ得

（四九七）一五一

ル限り資金及武器供給ノ途ヲ講スルコト必要ナリト雖之ヲ
適用シテ我ニ反抗スル形勢ヲ惹起スル虞ナキコト確実ナル
場合ニ限ルモノトス

第百五十二 敵本国内特殊民族ニ対スル差別待遇撤廃、併合
若ハ征服セラレタル地方ニ対スル独立思想ノ鼓吹、革命ノ
為不遇ノ地位ニ在ル階級ニ対スル反動革命ノ慾望等ハ騒乱
誘発ノ為最モ有利ナル口実ナリ

騒擾拡大シテ野戦兵力ヲ之ニ牽制スルニ至レハ其結果ハ作
戦ニ有利ナル影響ヲ及ホスコトヲ得ヘシ

敵国内ニ於ケル此種ノ思想的動乱ハ時トシテ自国内就中植
民地ノ住民等ニ伝播シ危險ナル影響ヲ波及スルコトナシト
セス殊ニ戦争長期ニ亘り且其為ニ蒙ル惨禍大ナルニ従ヒ愈
々然リトス故ニ之ニ対スル警戒ハ一方ニ於テ最モ嚴重ナル
ヲ要ス

第百五十三 政治的要人ノ排除、離間及牽制ノ為ノ策動ハ直
接行動ニ出ツルカ或ハ之ヲ買収スルカ若ハ宣伝ニ依ルモノ
トルコト多シ

第百五十四 政治的要人排除若ハ離間ノ方策トシテ特ニ小規
模ノ暴動、騒擾等ヲ誘発シ之ヲ以テ当事者攻撃、排斥ノ口
口

実トシ或ハ責任ノ帰著ニ就テ相争ハシムルヲ有効トスルコ
トアリ政情動搖シテ數多勢力互ニ覇ヲ争フ如キ場合ニ於テ
ハ謀略ノ乗スヘキ余地最モ多シ此際各勢力ノ均衡ヲ得シメ
常ニ互ニ相控制セシムヘキヤ或ハ我ニ有利ナル特定ノ勢力
ヲ援助シテ政情ノ安定ヲ導クヘキヤハ一二我力為ノ利害ヲ
算討シ之ヲ基調トシテ決定スヘキモノトス

第百五十五 我力画策セル暴動ノ支援、政治的要人ノ排除、
官衙、工場、倉庫其他要所ノ占領等ノ為地方常民ノ武装団
(便衣隊ノ如シ)ヲ編成シ其行動ヲ指導スルヲ必要トスル
コトアリ

第百五十六 戰時国債ノ募集ハ戦争指導上最モ重要ナル事業
ノ一ナリ従テ之力妨害ハ敵國ニ対スル一大苦痛タルヲ免レ
ス而シテ敵ノ国債募集妨害ハ主トシテ宣伝ヲ以テ之ヲ行ヒ
且各種經濟的惑乱ヲ策スルニ在リト雖時トシテ之カ募集行
動ヲ直接阻礙シ若ハ募集ニ任スル主要人物ノ排除等ヲ敢行
スルコトアリ

第百五十七 戰争ニ関係多キ各種事業被使用人ノ反抗、罷工
若ハ怠業等ハ直接敵ノ戦争指導ヲ阻碍スルノミナラス經濟
界ノ恐慌及延テ國民ノ不安ヲ釀成スルニ有効ナルモノニシ
テ其結果ハ階級的鬭争ヲ濃厚ニシ時トシテハ革命的氣運ヲ

煽ルニ至ルモノトス而シテ之ヲ使嗾スル為ニハ主トシテ職業組合其他労働者団体ヲ買収操縦スルヲ捷径トス軍用器材其他戦時必需品ノ工場若ハ資源地ニ於テ労働者ノ反抗、同盟罷工若ハ怠業ヲ指導スルトキハ作戦阻止直接ノ目的ヲモ達成シ得ルノ效果アリ

第三節 作戦ニ直接連繫スル謀略

第百五十八 作戦ニ直接連繫スル謀略ニハ敵軍用諸物件ノ破壊、交通、通信諸機関ノ運転阻止、軍用資源獲、物資徵發ノ妨害、敵軍背後ニ於ケル地方民遊撃團（「バルチザン」、便衣隊ノ如シ）戦場附近ニ於ケル特殊部隊（馬賊隊ノ如シ）ノ操縦等ヲ主要ナル手段トス

第百五十九 敵軍内若ハ其後方ニ於ケル軍用諸物件ノ破壊若ハ焼却ハ作戦軍自体ニ於テモ之ヲ強行スルモノナリト雖尚謀略的企画ニ依リ強行若ハ隠密ナル手段ヲ以テ之ヲ実行スルコト亦切要ナリ之力為ニハ特ニ此目的ヲ以テ募集セル人物、地方住民、特殊編成部隊ヲ使用シ鉄道、電線、橋梁、隧道、港湾施設、運河、発電所其他ノ術工物、給水設備、糧秣倉庫其他ノ諸廠等ヲ目標トス

第百六十 敵軍用諸物件破壊ニハ其掩護スル兵力トノ戦闘ヲ

予期シテ之ヲ強行スルモノト監視ノ目ヲ掠メテ窃カニ実行スルモノトノ二途アリ而シテ強行ヲ敢テセントスル場合ニハ地方民遊撃團、特殊編成部隊等相當武力ヲ有スルモノヲ以テ之ニ充テサルヘカラス
何レノ場合ニ於テモ之力計画、準備及実行ノ要領ニ関シテハ最モ詳細ニ指導教示シ殊ニ團体ヲ以テ強行セントスル場合ニ於テハ其指揮者ニハ最モ堅確ナル人物ヲ選定セサルヘカラス

第百六十一 交通、通信機関ヲ破壊スルコトナク單ニ其運転ヲ阻止センカ為ニハ關係職員ヲ懷柔若ハ強迫シ以テ罷業若ハ怠業状態ニ陥フシメ或ハ敵国ニ不利ナル分子ヲ以テ之ニ代ラシムルモノトス

此種ノ手段ハ中立国内ニ在ル敵勢力下ノ交通、通信諸機関ニ対シ適用シ得ルコト多シ而シテ單ニ一部ノ掛員ヲ操縦シ得タル場合ニ於テモ其地位及職務ノ如何ニ依リ効果少カラサルコトニ留意スヘシ敵ノ鉄道運転材料等ヲ適時押収シ我ニ有利ナル地点ニ廻送スルコトヲ得ハ効果最モ大ナリ

第百六十二 軍用資源獲得、物資徵發ノ妨害ノ為ニハ關係地方住民ヲ懷柔シ或ハ蒐集若ハ搬出ニ任スル從業員、労働者ヲ教唆シテ反抗、罷業等ノ行為ニ出テシメ或ハ直接、武力

旧陸軍參謀本部の「諜報宣伝勤務指針」について（飯田）

ヲ以テ此等ノ行動ヲ阻止スルモノトス而シテ關係者ノ懷柔若ハ教唆ニハ宣伝及買収ニ依ルヘシト雖直接ノ阻止ニハ武力ヲ有スル地方遊撃団若ハ特殊編成部隊ノ操縦ニ依ラサルヘカラス

第一百六十三 敵戦線ノ内部ニ於テハ情況之ヲ許ス限り地方民ヲ以テ遊団ヲ編成シ我ニ有利ナル武力的行動ヲ取ラシムルヲ繫要ナリトス特殊ノ信仰ヲ中心トシテ結束スル地方民武装団体ニハ團結鞏固ニシテ水火尚辞セサルノ信念ヲ有スルモノアリ此等ハ適宜其信仰ヲ善用シ能ク難所ニ駆使スルコトヲ得ルモノナリ

此種武装団体ハ敵國ノ現在勢力ニ対スル深甚ナル反感ヲ抱悶シ決死尚其戰争行為ヲ阻止セントスル覺悟ヲ有スル者ノ組織ニ依ラサレハ効果少ク一步ヲ誤ラハ却テ敵軍ニ有利ナル行動ニ出ツルコトナシテセス故ニ之カ指導、監視ニハ慎重ノ注意ヲ払ヒ其幹部ニハ我力軍ノ有識者ヲ加フルヲ要ス又此種団体ニ対シ我ヨリ武器及弾薬ヲ供給スルニハ深甚ノ考慮ヲ必要トス

第一百六十四 戰場附近ニ出没シ軽快ナル行動ヲ以テ敵ノ作戦ヲ如害シ諜報上亦一機関トシテ活躍セシムル為地方ノ匪賊團隊ヨリ成ル特殊部隊ヲ操縦スルコト時ニ有利ナリ

匪賊團ハ本来不逞頼ノ徒ノ集団ナリト雖其首魁ノ如キハ義ニ感シテ動ク者ナキニアラス更ニ誘フニ利ヲ以テセハ其操縦比較的容易ニシテ之ニ指導、監視ノ為有力ナル我力幹部ヲ属スルトキハ有利ニ作戦ヲ補助スルコトヲ得ヘシ

第一百六十五 地方遊撃団及特殊部隊ニ課スヘキ任務ハ其素質編成地方ノ情勢及時ノ情況ニ依リ等差アリト雖要スルニ武力ヲ行使スヘキ謀略的行動ニ使用スルモノニシテ之カ操縦ニ任スル機關ハ能ク作戦軍トノ連絡ヲ密ニシ其要求ニ適合スル時機及地方ニ於テ巧ニ活動セシムル如ク指導セサルヘカラス

此等変則部隊ノ活動範囲ハ其編成セラレタル地方ヨリ甚シク離隔シ得サルモノナルコトニ注意スヘシ

第一百六十六 地方遊撃団及特殊部隊ノ我軍トノ關係ハ極力之ヲ秘匿シ其行動全ク自發的ナル如クシ变幻常ナク敵ノ意表ニ出ツルコト巧妙ナルニ從ヒ其効果益々大ナルモノトス從テ此等団体ハ急激ナル敵ノ追逼ニ遭セハ忽チ化シテ地方土著ノ常民ニ混和シ得ル等集散離合ハ縦横自在ナルヲ要ス

第一百六十七 地方遊撃団及特殊部隊ハ概々編成地方ヲ活動ノ根拠トスルモノナルヲ以テ其行動ハ地方住民ノ好感ヲ繫ク如クシ寧ロ敵軍ノ暴虐ニ対シ住民ヲ施護スルノ態度ヲ示サ

サルヘカラスノ如クシテ始メテ団体自活ノ途ヲ獲得シ且
其行跡ヲ秘匿スルコトヲ得ヘシ

準備ナカルヘカラス

第四章 宣伝及謀略ニ対スル防衛

第一節 一般ノ要領

第一百六十八 宣伝及謀略ハ我ニ於テ戦争指導ノ一策タルハ
共ニ対手モ亦好シテ適用スル所ナリ殊ニ世界革命ヲ標榜ス
ルカ如キ特殊ノ国家ニ於テハ宣伝謀略ハ其戦争手段ノ最モ
主要ナルモノニシテ単ニ戦時ノミナラス平時ニ於テ既ニ各
種ノ方策ニ依リテ其歩ヲ進メツツアルコトヲ覚悟セサルヘ
カラス從テ敵ノ宣伝、謀略ノ防衛ハ戦時要務ノ緊急事ノ一
ナリ而シテ平時ヨリ堅確ナル組織ヲ以テ之力対策ヲ講シ且
戦時ノ準備ヲ完全ニスルニアラサレハ戦時急遽ノ施設ハ其
実効ヲ收メ難キニ注意スヘシ

第一百七十一 宣伝及謀略ハ必スシモ之ニ専任スル機関ニ依テ
ノミ実施スルモノニアラス平時ニ在リテハ表面上通商、交通
事務等ヲ標榜シ陰ニ宣伝謀略ヲ其主任務トスル機関ヲ配置
シ其潜行的活動ニ依リ目的ヲ達セントスルコトアリ又國家
ノ企図スル宣伝若ハ謀略ヲ表面上全然別箇ノ独立セル組織
ノ手ニ於テ実行セシメ官憲ハ其背後ニ在リテ窃ニ之ヲ指導
後援シ以テ其实効ヲ收メツツ万ノ場合ニ於ケル責任回避
ノ途ヲ講スルモノアルニ注意ヲ要ス

第一百六十九 宣伝、謀略防衛ノ為最大ノ良策ハ國家上下ノ結
束ヲ堅実ニシテ勝ノ一途ニ向テ全体一致ノ氣勢ヲ保持シテ
寸毫ノ罅隙ナカラシメ以テ対手ノ乗スヘキ機会ヲ発見シ得
シメサルニ在リ故ニ国家万般ノ施設ハ此趣旨ヲ根抵トスル
コト勿論ナリト雖尚實際侵入シ来ル対手ノ宣伝謀略ニ対応
シ積極的並消極的画面ノ手段ヲ尽シテ之ヲ排除擊碎スルノ

密ナル経路ヲ取ルモノナルニ留意スヘン

第百七十三 思想団体、職業組合、政党結社等宣伝及謀略ノ感受性強烈ナル方面ニ対シ不斷ノ注意ヲ指向スルトキハ対

手側策動ノ反映自ラ明瞭ナルヲ得ヘシ而シテ此等諸団体ノ内幕ハ單ニ外面ヨリノ観測ノミヲ以テシテハ真実ヲ捉フルヲ得ス從テ特別ノ処置ヲ講シテ其内部ヲ偵知スルノ著意ヲ

第一節 宣伝ノ防遏
第百七十六 宣伝防遏ノ要ハ機先ヲ制シテ対手ノ宣伝、謀略ノ効果實現ニ先ナ其銳鋒ヲ挫キ事前ニ於テ其企図ヲ画餅ニ帰セシムルニ在リ

第百七十四 戰時敵宣伝、謀略ノ活動系統ハ其枢軸ヲ敵國領土内ニ有スルハ当然ナルモ更ニ有力ナル機関ヲ関係中立国土ニ配置シ且其端末ヲ我領土内ニ飛躍セシムルモノナルヲ以テ之ニ対スル防衛ノ方策モ亦此等ノ全局ニ指向スル如クセサルヘカラス

第百七十七 対手ハ極力我力意表ニ出テンコトヲ努ムルモノナルヲ以テ不斷ノ注意ニ依リテ其選択セントスル方法及時機ヲ看破シ之ヲ圧倒反駁スル如ク積極的ニ宣伝ヲ進ムルヲ要ス而シテ一步対手ニ先ンスルトキハ彼ノ宣伝ハ既ニ威力

平時ニ在リテハ自国並関係密接ナル隣国ニ駐劄スル外国ノ外交、通商交通關係各種機関等ハ夫々宣伝ニ関スル業務ヲ負担シ其間隱然一定ノ系統ヲ組織スルコト多キヲ以テ常ニ犀利ナル著意ヲ以テ之ヲ觀確スルコト緊要ナリ

第百七十五 宣伝謀略機関ノ活躍ニハ資金ノ需用必然ナルヲ以テ金融機関ニ対スル注意ヲ周密ニスルトキハ自然其系統脈絡ヲ明ニスルコト少カラス從テ此方面ヨリ防衛ノ手段ヲ進ムルノ便ヲ得ルコト多シ

退亦比較的容易ナリ

第百七十八 対手ノ宣伝、謀略ニ一部ノ効力ヲ現ハシタル後ニ於テハ之ヲ反駁スヘキ深刻ナル事實ヲ蒐集シ得レハ謀略ノ実行ニ依テ之カ実証ヲ挙ケ優越セル手段ト強覇ナル努力

トヲ以テ之ヲ圧倒スルヲ要ス

此種消極的対抗宣伝ハ其实行時機ノ早キニ従ヒ効果多シト
雖一方之力準備不整頓ナルトキハ対手ノ宣伝ノ為再ヒ有力
ナル反撃ニ逢著シ却テ我カ宣伝ノ權威ヲ失墜スルニ至ルコ
トアルニ注意スヘシ

第一百七十九 対抗宣伝実行ノ手段ハ普通宣伝ニ於ケルト同様
ナルモ資料、題材、論拠等ハ巧ニ対手ノ宣伝ニ用フル所ヲ
転用スルコト必要ナリ而シテ対手ノ採用セシ手段、材料等
ヲ逆用シ却テ其空虚無実ヲ立証スル所謂逆宣伝ハ対抗宣伝
ノ手段トシテ有効ナル場合多シ然レモ対手ノ予期セサル
異種ノ材料手段ヲ以テスル宣伝ニ依リ反撃制圧スルコトモ
亦必要ナリ

第三節 宣伝、謀略機關及其連絡ノ倒壊

第一百八十 対手ノ宣伝、謀略各級ノ機関及其系統並連絡ノ經
路ヲ探知セハ進ンテ之カ倒壊ヲ策スルコト必要ナリ
之カ為ノ手段トシテハ主要人物ノ排除、買収、被使用人ノ
反抗、罷業使嗾、宣伝、謀略行為ノ直接妨害等ヲ主要ナル
モノトス

第一百八十一 対手國ニ於ケル宣伝、謀略ノ枢軸ニ対シ妨害手
段ヲ講スルハ難事ニ属スト雖適當ナル手先ノ使用ニ依ル主
要人物ノ排除、陥穿、宣伝用資料（宣伝文書、宣伝書類運
搬用飛行機等ノ如シ）ノ窃取、焼却等ハ奏功ノ場合多シ

第一百八十二 第三国（戰時中立國地方）ニ於テハ対手ハ外交
機関ノ特権ニ擁セラレ或ハ秘密ノ手先ヲ使用シテ宣伝、謀
略ノ実行ニ從事スルモノニシテ多クハ公約ニ違反スル隱密
行為ニ依リ其手先ナル者ハ概不利得ニ依テ繫カレアルモ
ノナルヲ以テ之カ妨害ハ時ニ正々堂々タル抗議ニ依リ或ハ
更ニ利ヲ以テ之ヲ誘致セハ其奏功難事ニアラス

國境ニ於ケル人、物資及文書ノ秘密出入ハ最モ嚴密ニ監視

セシメ苟クモ違法ノ行為ヲ発見セハ嚴重ナル処置ヲ要求シ
第三國ニシテ若シ其義務ヲ遵守セサル場合ニ於テハ十分報
復手段ニ出テ得ルノ準備ト氣勢トヲ明示スルヲ要ス

第一百八十三 第三国（地方）ニ於テ対手ノ利用スル新聞其他
ノ定期刊行物或ハ印刷所宣伝用ノ工場、事務所等ハ極力之
カヲ我手ニ買収スル如ク努ムヘシ已ムヲ得サル場合ニ於テ
モ之ニ關係スル事務員職工労働者等ノ一部ヲ買収懷柔シ反
抗、罷業若ハ怠業ノ手段ニ出テシムルカ或ハ我ニ内通セシ
ムル如クスルヲ要ス

第一百八十四 対手ノ宣伝、謀略ニ利用スル通信連絡機関ニ對
応陸軍參謀本部の「諜報宣伝勤務指針」について（飯田）

シテハ為シ得レハ之ヲ破棄スルノ手段ヲ講シ或ハ其從業員ヲ懷柔シテ對手ニ不利ナル行動ニ出テシムヘシ

對手ノ通信從業員、事務所使用人、僕婢等ヲ買収セハ宣伝用暗号其他秘密通法等入手ノ便ヲ得ヘシ
對手ノ密使ヲ發見セハ之ヲ懷柔シテ其秘密ヲ暴露セシムル力已ムヲ得サレハ之力監禁若ハ排除ノ手段ヲ講スルヲ要ス

第一百八十五 對手ノ手先トシテ国内ニ出入スル者ハ第三國國民ニ多キヲ以テ此方面ヲ特ニ警戒シ微細ニ亘リテ注意ヲ怠ルヘカラス而シテ此種人物ハ外交的使命ヲ帶フル高官ヨリ下級船員行商人ノ類ニ至ルマテ各階級ヲ網羅スルモノナル二留意スルヲ要ス

第一百八十六 戰時敵宣伝用飛行機、氣球等ノ活動ヲ探知シタルトキハ速ニ航空機、要地防衛火器等ヲ以テ之ヲ駆逐シ宣伝文書等撤布ノ目的ヲ達セシメサル如クスルヲ要ス

第四節 国内及軍内ニ於ケル取締

第八十七 國民及軍隊ニ対スル對手ノ宣伝、謀略ノ感響ヲ防止スル為ノ取締ハ防衛上最後ノ抵抗線ヲ形成ス之ガ手段トシテハ新聞其他諸刊行物、郵便其他ノ通信、國境出入者、出入物品等ノ検閲、宣伝用檄文、絵画等ノ差押、

不穩團体ノ取締、危險人物ノ監視、檢束等ヲ其主要ナルモノトス
第一百八十八 国内ニ於ケル對手ノ宣伝及謀略取締ニ關シテハ軍部以外ノ諸機關ト協同セル統一威力ノ活動ニ待ツヘキモノニシテ其要旨第一編對敵諜報防衛勤務ニ關シ記述セル所ト相通ス

第一百八十九 植民地等ニ於ケル我領民中我レニ対スル政治的不満ヲ抱ク者ニ對シテハ最モ注意ヲ深クシテ之力教化指導ニ尽スト共ニ此等ノ陰謀企図ヲ未然ニ防遏スルコト緊要ナリ之カ為其結社ノ景況、宣傳行為等ヲ監視シ特ニ其背後ニ活動スル煽動者領外ニ在ル不逞ノ徒並對手側宣伝員等トノ連絡ニ闊シテハ最モ嚴密ニ調査シ所要ニ応シ断乎タル处置ニ出ツルコトヲ躊躇スヘキニアラス戰時我力占領地帶ニ在ル住民中右ニ類スル者ノ取扱ニ就テモ亦同シ

第一百九十 軍隊ニ在リテ兵卒ニ対スル對手ノ宣伝ノ悪影響ヲ防止スルハ幹部ノ重要ナル責務ノ一ナリ而シテ其要ハ平素ノ教育、善導ニ依リ兵卒ニ確實ナル自覺ト信念ヲ保持セシムル外一方危險ナル宣伝ノ兵卒ノ耳目ニ融レサルコトニ注意スルト共ニ一度其雰圍氣ニ投シタル卒ニ對シテハ能ク理否曲直ヲ闡明シ對手ノ所說ノ偏詐邪惡ナル所以ヲ理解セ

シメ一念奉公ノ大義ニ立脚シテ疑惑ナカラシムルニ在リ斯ノ如ク情理ヲ尽シテ尚済度シ難キ者ニ對シテハ断乎タル処分ニ出テ全体ノ利益ヲ確保スルノ覺悟ナカルヘカラス

第百九十一 国内及軍内ニ發生スル与論、意嚮ハ速ニ之ヲ看取シ其理由アルモノハ徒ニ之ヲ抑圧スルコトナク必要ニ応シテ之ヲ容認シ或ハ釈明ノ手段ヲ講シ以テ之ヲ消散セシムルヲ要ス否ラサレハ思潮ハ逐次悪化シ隱密裡ニ益々不穏ナル空氣ノ醸釀ヲ免レサルヘシ

有害ナル事象或ハ宣伝ニ對スル釈明ハ最モ機宜ニ適シ真相ニ触レ以テ一般ノ信用ヲ確保高上スルヲ要ス

第百九十二 国内及軍内ニ於テ如何ナル問題力最モ強ク其心理ヲ動カシツアリヤヲ探知スルハ緊急ノ要務ナリ而シテ国内及軍内両方面ノ宣伝防衛機關ハ特ニ此關係ニ於テ密接ナル連絡ヲ保持シ彼此相呼應シテ活動スヘキモノトス

第百九十三 戰時国民ニ對スル敵宣伝侵入ノ間隙ナカラシムル為ニハ不当利者ノ跋扈、戰時事急激ノ拡張等ニ基ク社会事象ノ変調ヲ予メ防遏シ且之ニ応スヘキ対策ヲ講スルコト亦切要ナリ

第百九十四 敵宣伝ノ感化ヲ受ケ或ハ之力手先トシテ活動シ若ハ自ラ國家ニ不利ナル言動ヲ敢テシ敵ノ宣伝ニ呼應スル

旧陸軍參謀本部の「諜報宣伝勤務指針」について（飯田）

如キ團体若ハ個人ニ對シテハ戰時ハ特ニ最モ峻厳ナル能度ヲ以テ之ニ臨ムヲ要ス之力為平時ヨリ周密ナル調查探求ヲ進メ万一ヲ顧慮シテ十分ノ準備ヲ整ヘ置クヘキモノトス然レトモ國家非常ノ時ニ際シテ驟然前非ヲ悟リ思想一転反テ強烈ナル熱情ヲ捧ケテ國難ニ殉スルノナキニアラス此等ニ對シテハ其全能ヲ發揮セシムヘキ地位ヲ与ヘ以テ矯激、編狭ナル思想ヲ把持スル一派ヲ善導スル如ク任用スルコト必要ナリ

諜報宣伝勤務指針終